

美濃加茂市議会
第4回定例議案

令和7年11月27日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 6 3 号	美濃加茂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について	1
議第 6 4 号	美濃加茂市職員の旅費に関する条例について	1 0
議第 6 5 号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	1 9
議第 6 6 号	美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2 2
議第 6 7 号	美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2 4
議第 6 8 号	美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2 6
議第 6 9 号	美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例について	2 7
議第 7 0 号	美濃加茂市都市公園条例の一部を改正する条例について	2 9
議第 7 1 号	美濃加茂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	3 1
議第 7 2 号	美濃加茂市下水道条例の一部を改正する条例について	3 6
議第 7 3 号	美濃加茂市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について	3 8
議第 7 4 号	美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	3 9
議第 7 5 号	美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	5 2
議第 7 6 号	美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について	5 5
議第 7 7 号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	6 0

議第 78 号	美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	6 2
議第 79 号	美濃加茂市収入印紙等購買基金条例を廃止する条例について	6 4
議第 80 号	令和 7 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 7 号）	6 5
議第 81 号	令和 7 年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第 2 号）	1 3 5
議第 82 号	令和 7 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 2 号）	1 5 5
議第 83 号	令和 7 年度美濃加茂市水道事業会計補正予算（第 1 号）	1 7 6
議第 84 号	令和 7 年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	1 8 3
議第 85 号	指定管理者の指定について（みのかも健康の森）	1 9 9
議第 86 号	市道路線の認定について	2 0 0
議第 87 号	美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	2 0 5
議第 88 号	美濃加茂市教育委員会の教育長の任命について	2 0 6
議第 89 号	岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について	2 0 7
議第 90 号	岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について	2 0 8
議第 91 号	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について	2 1 0
議第 92 号	美濃加茂市と坂祝町の定住自立圏形成協定を変更することについて	2 1 1
議第 93 号	美濃加茂市と富加町の定住自立圏形成協定を変更することについて	2 2 4
議第 94 号	美濃加茂市と川辺町の定住自立圏形成協定を変更することについて	2 3 6
議第 95 号	美濃加茂市と七宗町の定住自立圏形成協定を変更することについて	2 4 9
議第 96 号	美濃加茂市と八百津町の定住自立圏形成協定を変更することについて	2 6 0

議第97号	美濃加茂市と白川町の定住自立圏形成協定を変更することについて	271
議第98号	美濃加茂市と東白川村の定住自立圏形成協定を変更することについて	282

議第63号

美濃加茂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例について

美濃加茂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を下記のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。
- (2) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (3) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。
- (4) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児をいう。
- (5) 乳幼児 乳児又は幼児をいう。
- (6) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、乳児等通園支援事業を利用している乳幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援(利用乳幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするよう努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」

という。) を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の乳児等通園支援事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利

用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10

第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用

に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し、運

搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営につい

ての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2) 提供する乳児等通園支援の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たつての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の

状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならぬ。

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。
- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内

の階		階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
避難用		1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

- (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

- カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(一般型乳児等通園支援事業所の職員の基準)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1箇所につき2人を下回ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において、当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよ

う努めなければならない。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準又は要件は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第90号）に定める基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年岐阜県条例第48号）に定める要件
- (3) 幼保連携型認定こども園 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜県条例第63号）に定める基準
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年美濃加茂市条例第28号）に定める基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条及び第25条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と読み替えるものとする。

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議第64号

美濃加茂市職員の旅費に関する条例について

美濃加茂市職員の旅費に関する条例を下記のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市職員の旅費に関する条例

美濃加茂市職員の旅費に関する条例（昭和63年美濃加茂市条例第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員及びこの条例に規定する者（以下「旅行者」という。）に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 市長、副市長、教育委員会の教育長及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に定める一般職に属する職員をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この号において同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のために一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (6) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに

職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

- (7) 家族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (8) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他市の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他市の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

(旅費の支給)

- 第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。
- 2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。
 - (1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
 - (2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
 - (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族が、その死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第28条第4項若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。
- 4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じて、公務の遂行を補助するため証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他市の規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で市の規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他市の規則で定める事情により概算払を受けた旅費額

(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市の規則で定める金額を旅費として支給することができる。

- 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
 - (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をする時間的余裕がない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をする時間的余裕がない場合には、旅行命令等に従わないので旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないので旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支

給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第8条に規定する旅費の種目及び第9条から第18条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払いを受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。第5項において同じ。）に必要な資料を添えて、これを市長又はその委任を受けた支出命令権者（以下「支出命令権者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかったためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払いを受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令権者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）をもって提出することができる。

(旅費の種目)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に

規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他市の規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他市の規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他市の規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

3 航空賃は、市長が公務上特に必要と認めたときに限り支給する。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して市の規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市の規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して市の規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して市の規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相

当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際、家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(市内旅行の旅費)

第19条 市内における旅行については、市の規則で定める基準により旅費を支給する。

2 市外の旅行で在勤公署から片道8キロメートル以内の区域における旅行は、市内旅行とみなす。

(外国旅行の旅費)

第20条 外国旅行の旅費については、第8条から第18条までの規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定に準じて別に定める。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて市の規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族（退職等の日において同居している者に限る。以下この条において同じ。）を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加える。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて市の規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに

相当する部分を含む。) に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第24条 支出命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 支出命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが、当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第25条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）

第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（旅費の返納）

第26条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払いを受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費額に相当する金額を差し引くことができる。

3 第7条第4項及び前項に規定する給与の種類は、市の規則で定める。

（委任）

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行し、この条例による改正後の美濃加茂市職員の旅費に関する条例の規定は、同日以後に出発した旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了した旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用する。

議第65号

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成23年美濃加茂市条例第2号）の
一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第1条—第4条関係）					別表（第1条—第4条関係）				
1 市長の附属機関					1 市長の附属機関				
(略)					(略)				
美濃加 茂市上 下水道 事業經 營審議 会	（略）				美濃加 茂市上 下水道 事業經 營審議 会	（略）			
美濃加 茂市新 型イン フルエ ンザ等 対策行	美濃加 茂市新 型イン フルエ ンザ等 対策行	（1）感 染症に 関して 専門的 知識を 有する	6人 以内	審議 事項 の諮 問を 受け てか					

動計画 策定委 員会	動計画 の策定 及び改 定に関 するこ と。	者 (2) 関 係行政 機関の 職員 (3) 市 長が適 当と認 める者	ら答 申を 行う まで	
美濃加 茂市若 者活動 支援事 業業務 第三者 評価委 員会	美濃加 茂市若 者活動 支援事 業業務 に係る 評価に 関する こと。	(1) 学 識経験 を有す る者 (2) 市 長が適 当と認 める者	5人 以内 の諮 問を 受け てか ら答 申を 行う まで	審議 事項 の諮 問を 受け てか ら答 申を 行う まで
2 教育委員会の附属機関				2 教育委員会の附属機関
(略)				(略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年美濃加茂市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）			
区分	根拠と なる法 律、条 例等	報酬の額	費用弁 償	区分	根拠と なる法 律、条 例等	報酬の額	費用弁 償
(略)				(略)			
美濃加	(略)	(略)		美濃加	(略)	(略)	

茂市上下水道事業経営審議会委員		茂市上下水道事業経営審議会委員	
<u>美濃加茂市新</u> <u>型イン</u> <u>フルエ</u> <u>ンザ等</u> <u>対策行</u> <u>動計画</u> <u>策定委</u> <u>員会委</u> <u>員</u>			
<u>美濃加茂市若</u> <u>者活動</u> <u>支援事</u> <u>業業務</u> <u>第三者</u> <u>評価委</u> <u>員会委</u> <u>員</u>			
美濃加茂市地籍調査推進員	(略)	美濃加茂市地籍調査推進員	(略)
(略)		(略)	

議第66号

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年美濃加茂市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に關</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教</p>

<p>する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10第1項各号 (幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号)</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子ども心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子ども心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第67号

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年美濃加茂市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 乳幼児 乳児又は幼児をいう。</u></p> <p><u>(5)～(10) (略)</u></p> <p>(最低基準の目的等)</p> <p>第3条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、家庭的保育事業等を利用している<u>乳幼児</u>（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供す</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)～(9) (略)</u></p> <p>(最低基準の目的等)</p> <p>第3条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、家庭的保育事業等を利用している<u>乳児又は幼児</u>（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を</p>

<p>することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p>	<p>提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p>				
<p>2 (略) (虐待等の禁止)</p>	<p>2 (略) (虐待等の禁止)</p>				
<p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>				
<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p>	<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p>				
<p>第18条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査</u>（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わない</u>ことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p>	<p>第18条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わない</u>ことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>				
<table border="1" data-bbox="239 1507 810 1864"> <tr> <td data-bbox="239 1507 509 1664"> <p><u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断</u></p> </td><td data-bbox="509 1507 810 1664"> <p><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="239 1664 509 1864"> <p><u>乳幼児に対する健康診査</u></p> </td><td data-bbox="509 1664 810 1864"> <p><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></p> </td></tr> </table>	<p><u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断</u></p>	<p><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></p>	<p><u>乳幼児に対する健康診査</u></p>	<p><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></p>	
<p><u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断</u></p>	<p><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></p>				
<p><u>乳幼児に対する健康診査</u></p>	<p><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></p>				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第68号

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年美濃加茂市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第69号

美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例

美濃加茂市印鑑条例（昭和50年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付）</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。）に、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号</u>に規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端</p>	<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付）</p> <p>第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を経由して市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。）に、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号</u>に規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端</p>

末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。) を使用し、暗証番号(公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために入るものとして設定された暗証番号をいう。) その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。) を使用し、暗証番号(公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために入るものとして設定された暗証番号をいう。) その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第46号)の施行の日から施行する。

議第70号

美濃加茂市都市公園条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市都市公園条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市都市公園条例の一部を改正する条例

美濃加茂市都市公園条例（昭和53年美濃加茂市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第2（第8条関係）					別表第2（第8条関係）				
(1) 都市公園を占用する場合					(1) 都市公園を占用する場合				
(略)					(略)				
(2) 公園施設を設け、又は管理する場合					(2) 公園施設を設け、又は管理する場合				
区分	種別	単位	期間	金額	区分	種別	単位	期間	金額
公園施設を設ける場合	(略)			40円（公募の方法により公園施設を設ける場合は、25,000円以内の額とする。）	公園施設を設ける場合	(略)			40円
(略)					(略)				
(3) 第2条第1項各号に掲げる行為をする場合					(3) 第2条第1項各号に掲げる行為をする場合				
(略)					(略)				
(4) 有料公園施設を使用する場合					(4) 有料公園施設を使用する場合				
(略)					(略)				

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日以後の公園施設を設け、又は管理する場合について適用する。

議第71号

美濃加茂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市水道事業給水条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市水道事業給水条例の一部を改正する条例

美濃加茂市水道事業給水条例（昭和33年美濃加茂市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給水装置の所有者の代理人) 第5条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置き、これを管理者に届け出なければならない。	(給水装置の所有者の代理人) 第5条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置き、これを管理者に届け出なければならない。
(給水装置の管理) 第8条 (略) 2 前項の規定による届出がなくても管理者がその必要を認めたときは、 <u>給水装置</u> に修繕その他必要な処置をすることができる。	(給水装置の管理) 第8条 (略) 2 前項の規定による届出がなくても管理者がその必要を認めたときは、修繕その他必要な処置をすることができる。
3 前項の修繕その他必要な処置に要した費用は、給水装置の使用者又は所有者の負担とする。ただし、給水装置が公道敷にわたる部分の修繕その他必要な処置であって、管理者の認めるものについては、これを徴収しないことができる。	3 前項の修繕に要した費用は、給水装置の使用者又は所有者の負担とする。ただし、給水装置が公道敷にわたる部分の修繕であって、管理者の認めるものについては、これを徴収しないことができる。

<p>4 (略) (工事の申込み)</p>	<p>4 (略) (工事の申込み)</p>
<p>第10条 給水装置の新設、増設、改造、修繕 (水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。第37条第1項第5号及び第38条第4号において同じ。)又は撤去のための工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。</p>	<p>第10条 給水装置の新設、増設、改造、修繕 (水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。第37条第1項第5号及び第38条第4号において同じ。)又は撤去工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>
<p>2 (略) (工事の施行)</p>	<p>2 (略) (工事の施行)</p>
<p>第11条 工事の施行は、申込みによって管理者がこれを行う。ただし、管理者の許可を得たときは、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、申込者側で施行することができる。</p>	<p>第11条 工事の設計及び施行は、申込みによって市がこれを行う。ただし、管理者の許可を得たときは、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、申込者側で施行することができる。</p>
<p>2 前項ただし書の規定により申込者側で施行する工事は、管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)に施行させなければならない。</p>	<p>2 前項ただし書の規定により申込者側で施行する工事は、管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)に施行させ、竣工後直ちに市の検査を受けなければならない。</p>
<p>3 <u>前項に定めるものほか、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者(法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。)又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者(以下これらを「災害時等給水装置工事事業者」という。)に、工事を施行させる必要があると認めるときは、災害時等給水装置工事事業者に工事を施行させることができる。</u></p>	
<p>4 <u>前2項の規定により工事を施行したとき</u></p>	

<p><u>は、申込者は、当該工事の完成後直ちに管理者の検査を受けなければならない。</u></p>	
<p>5 (略) (給水管及び給水用具の指定等)</p>	<p>3 (略) (給水管及び給水用具の指定等)</p>
<p>第12条 (略)</p> <p>2 管理者は、<u>指定給水装置工事事業者及び災害時等給水装置工事事業者</u>（以下「<u>指定給水装置工事事業者等</u>」という。）に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p>	<p>第12条 (略)</p> <p>2 管理者は、<u>指定給水装置工事事業者</u>に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。</p>
<p>(工事の費用負担)</p>	<p>(工事の費用負担)</p>
<p>第13条 給水装置の工事費は、<u>当該工事の申込者</u>の負担とする。ただし、公道敷にわたる部分について管理者が、市の費用で<u>施行</u>することを適當と認めたものについては、この限りでない。</p>	<p>第13条 給水装置の工事費は、工事申込者の負担とする。ただし、公道敷にわたる部分について管理者が、市の費用で<u>施工</u>することを適當と認めたものについては、この限りでない。</p>
<p>(工事費の算出方法)</p>	<p>(工事費の算出方法)</p>
<p>第14条 <u>管理者</u>が施行する工事の費用は、次の合計額とする。</p>	<p>第14条 <u>市</u>が施行する工事の費用は、次の合計額とする。</p>
<p>(1)～(7) (略)</p>	<p>(1)～(7) (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(工事費の予納)</p>	<p>(工事費の予納)</p>
<p>第15条 <u>管理者</u>が工事を施行するときは、<u>当該工事の申込者</u>は、設計により算出した概算額を<u>管理者</u>に予納しなければならない。ただし、修繕工事その他で、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。</p>	<p>第15条 <u>市</u>において工事を施行するときは、設計により算出した概算額を予納しなければならない。ただし、修繕工事その他で、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。</p>
<p>2 前項の概算額は、<u>施行後</u>にこれを精算し、過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。ただし、<u>1円未満</u>の額については還付又は追徴しない。</p>	<p>2 前項の概算額は、<u>施工後</u>にこれを精算し、過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。ただし、<u>円位未満</u>の額については還付又は追徴しない。</p>

(給水装置の変更)	(給水装置の変更)
第16条 配水管の移転その他の理由によつて給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくても <u>管理者が施行</u> することができる。	第16条 配水管の移転その他の理由によつて給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくても <u>市が施工</u> することができる。
(給水の原則)	(給水の原則)
第17条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止 <u>しない</u> 。	第17条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止 <u>することはない</u> 。
2・3 (略)	2・3 (略)
(メーターの設置)	(メーターの設置)
第18条 (略)	第18条 (略)
2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は <u>管理者が定める</u> 。	2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は <u>市が定める</u> 。
(メーターの貸与)	(メーターの貸与)
第19条 メーターは、 <u>管理者が設置して、給水装置の所有者又は使用者に保管させる</u> 。	第19条 メーターは、 <u>市が設置して、給水装置の所有者又は使用者に保管させる</u> 。
2・3 (略)	2・3 (略)
第21条 給水装置の使用者、所有者又は総代理人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに管理者に届け出なければならぬ。	第21条 給水装置の使用者、所有者又は総代理人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに管理者に届け出なければならぬ。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 総代理人に変更があつたとき、又はその住所に変更があつたとき。	(3) 総代理人に変更があつたとき又はその住所に変更があつたとき。
(4)～(6) (略)	(4)～(6) (略)
(給水装置及び水質の検査)	(給水装置及び水質の検査)
第23条 給水装置の機能又は水質について、使用者又は所有者から検査の請求があつたときは、 <u>管理者がこれを行い、検査の結果を当該請求をした者に通知する</u> 。	第23条 給水装置の機能又は水質について、使用者又は所有者から検査の請求があつたときは、 <u>市がこれを行い、検査の結果を当該請求をした者に通知する</u> 。
2 (略)	2 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)	(給水装置の基準違反に対する措置)
<p>第36条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者等の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>第36条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第72号

美濃加茂市下水道条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市下水道条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市下水道条例の一部を改正する条例

美濃加茂市下水道条例（平成5年美濃加茂市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事は、<u>次の各号に掲げる工事を除き、</u>規程で定めるところにより管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した者の監督管理の下においてでなければ、行ってはならない。</p> <p>(1) <u>規程で定める軽微な工事</u></p> <p>(2) <u>市において実施する工事</u></p> <p>(3) <u>災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この号において同じ。）の指定を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときに、他の地方公共団体の長の指定を受けた者の管理監督の下において行う排水設備等の</u></p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第8条 排水設備等の新設等の工事（規程で定める軽微な工事を除く。）は、規程で定めるところにより管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した者の監督管理の下においてでなければ、行ってはならない。<u>ただし、市において工事を実施するときは、この限りでない。</u></p>

<p><u>新設等の工事</u></p> <p>(法第12条の11第1項に定める除害施設の設置)</p> <p>第12条 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(昭和46年岐阜県条例第33号)により、当該公共下水道又は当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。) 当該排水基準に係る数値</p> <p>2 (略) (占用)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 管理者は、前項の許可を受けた者から、占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地方公共団体が行う事業で地方公営企業法第2条第2項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件</p>	<p>(法第12条の11第1項に定める除害施設の設置)</p> <p>第12条 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(昭和46年岐阜県条例第33号)により、当該公共下水道又は当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第5号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。) 当該排水基準に係る数値</p> <p>2 (略) (占用)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 管理者は、前項の許可を受けた者から、占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地方公共団体が行う事業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第73号

美濃加茂市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例
美濃加茂市役所の位置を定める条例（昭和34年美濃加茂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
美濃加茂市役所の位置は、 <u>美濃加茂市太田町1916番地1</u> におく。	美濃加茂市役所の位置は、 <u>美濃加茂市太田町3431番地の1</u> におく。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議第74号

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 市の規則で定める通勤距離に応じ、支給単位期間につき算出した額(定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市の規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市の規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)。ただし、その支給月額は、最高<u>38,700円</u>を超えることはできない。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 市の規則で定める通勤距離に応じ、支給単位期間につき算出した額(定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市の規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市の規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)。ただし、その支給月額は、最高<u>31,600円</u>を超えることはできない。</p>

<p>「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60.0」、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。</p>	<p>00分の60.0」とする。</p>
<p>4・5 (略) (勤勉手当)</p>	<p>4・5 (略) (勤勉手当)</p>
<p>第21条 (略)</p>	<p>第21条 (略)</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>
<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の105</u>（特定管理職員にあつては、100分の125）、<u>12月に支給する場合においては100分の107.5</u>（特定管理職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額</p>
<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の50.0</u>（特定管理職員にあつては、100分の60.0）、<u>12月に支給する場合においては100分の52.5</u>（特定管理職員にあつて</p>	<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50.0（特定管理職員にあつては、100分の60.0）を乗じて得た額の総額</p>

は、100分の62.5)を乗じて得た額 の総額	
3～5 (略)	3～5 (略)
別表第1 (第3条関係)	別表第1 (第3条関係)
【別表第1 (改正後)】	【別表第1 (改正前)】

【別表第1 (改正前)】

(単位: 円)

職員 の区分 級 分	職務の 1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
(略)							
定年	1 183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
前再	2 184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
任用	3 185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
短時	4 186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
間勤	5 188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
務職	6 189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
員以	7 191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
外の職員	8 192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9 194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10 196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11 197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12 199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13 201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14 202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15 204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16 206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17 207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18 209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19 210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20 212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21 213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22 215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23 216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24 218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25 220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700

2 6	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300
2 7	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900
2 8	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
2 9	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
3 0	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
3 1	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
3 2	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100
3 3	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
3 4	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
3 5	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
3 6	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
3 7	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
3 8	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
3 9	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
4 0	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
4 1	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
4 2	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
4 3	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
4 4	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
4 5	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
4 6	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
4 7	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
4 8	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
4 9	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
5 0	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
5 1	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
5 2	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
5 3	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
5 4	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
5 5	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
5 6	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
5 7	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
5 8	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
5 9	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
6 0	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
6 1	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	

6 2	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
6 3	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
6 4	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
6 5	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
6 6	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
6 7	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
6 8	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
6 9	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
7 0	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
7 1	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
7 2	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
7 3	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
7 4	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
7 5	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
7 6	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
7 7	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
7 8	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		
7 9	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
8 0	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
8 1	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
8 2	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		
8 3	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		
8 4	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		
8 5	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		
8 6	256, 000	297, 100	346, 000				
8 7	256, 300	297, 400	346, 400				
8 8	256, 600	297, 700	346, 800				
8 9	256, 900	298, 000	347, 000				
9 0	257, 200	298, 300	347, 400				
9 1	257, 500	298, 600	347, 800				
9 2	257, 800	299, 000	348, 200				
9 3	258, 100	299, 200	348, 400				
9 4		299, 400	348, 800				
9 5		299, 700	349, 200				
9 6		300, 100	349, 500				
9 7		300, 300	349, 800				

9 8		300, 600	350, 200				
9 9		301, 000	350, 600				
1 0 0		301, 400	351, 000				
1 0 1		301, 600	351, 500				
1 0 2		301, 900	351, 900				
1 0 3		302, 200	352, 300				
1 0 4		302, 500	352, 700				
1 0 5		302, 700	353, 200				
1 0 6		303, 000	353, 600				
1 0 7		303, 300	353, 900				
1 0 8		303, 600	354, 200				
1 0 9		303, 800	354, 700				
1 1 0		304, 200					
1 1 1		304, 600					
1 1 2		304, 900					
1 1 3		305, 100					
1 1 4		305, 300					
1 1 5		305, 600					
1 1 6		306, 000					
1 1 7		306, 200					
1 1 8		306, 400					
1 1 9		306, 700					
1 2 0		307, 000					
1 2 1		307, 400					
1 2 2		307, 600					
1 2 3		307, 900					
1 2 4		308, 200					
1 2 5		308, 500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料 月額						
	192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700

【別表第1 (改正後)】

給料表

(単位：円)

職員 の区分 級	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
(略)								
定年	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
前再	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
任用	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
短時	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
間勤	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
務職	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
員以 外の 職員	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800

3 2	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500
3 3	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000
3 4	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400
3 5	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800
3 6	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200
3 7	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600
3 8	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900
3 9	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200
4 0	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500
4 1	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800
4 2	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
4 3	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
4 4	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
4 5	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
4 6	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
4 7	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
4 8	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
4 9	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
5 0	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
5 1	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
5 2	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
5 3	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
5 4	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
5 5	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
5 6	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
5 7	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
5 8	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
5 9	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
6 0	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
6 1	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
6 2	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
6 3	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
6 4	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
6 5	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
6 6	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
6 7	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	

6 8	<u>260, 800</u>	<u>299, 900</u>	<u>347, 900</u>	<u>389, 000</u>	<u>404, 700</u>	<u>425, 800</u>	
6 9	<u>261, 100</u>	<u>300, 300</u>	<u>348, 400</u>	<u>389, 400</u>	<u>405, 000</u>	<u>426, 000</u>	
7 0	<u>261, 400</u>	<u>300, 800</u>	<u>349, 000</u>	<u>389, 900</u>	<u>405, 300</u>	<u>426, 300</u>	
7 1	<u>261, 700</u>	<u>301, 300</u>	<u>349, 500</u>	<u>390, 500</u>	<u>405, 600</u>	<u>426, 600</u>	
7 2	<u>262, 000</u>	<u>301, 900</u>	<u>350, 100</u>	<u>391, 000</u>	<u>405, 800</u>	<u>426, 800</u>	
7 3	<u>262, 300</u>	<u>302, 400</u>	<u>350, 400</u>	<u>391, 500</u>	<u>406, 000</u>	<u>427, 000</u>	
7 4	<u>262, 600</u>	<u>302, 800</u>	<u>350, 900</u>	<u>392, 100</u>	<u>406, 300</u>		
7 5	<u>262, 900</u>	<u>303, 100</u>	<u>351, 200</u>	<u>392, 500</u>	<u>406, 600</u>		
7 6	<u>263, 200</u>	<u>303, 400</u>	<u>351, 600</u>	<u>392, 800</u>	<u>406, 800</u>		
7 7	<u>263, 500</u>	<u>303, 600</u>	<u>352, 000</u>	<u>393, 200</u>	<u>407, 000</u>		
7 8	<u>263, 800</u>	<u>303, 900</u>	<u>352, 500</u>	<u>393, 700</u>	<u>407, 300</u>		
7 9	<u>264, 100</u>	<u>304, 100</u>	<u>353, 000</u>	<u>394, 100</u>	<u>407, 600</u>		
8 0	<u>264, 400</u>	<u>304, 400</u>	<u>353, 500</u>	<u>394, 500</u>	<u>407, 800</u>		
8 1	<u>264, 700</u>	<u>304, 600</u>	<u>353, 800</u>	<u>394, 900</u>	<u>408, 000</u>		
8 2	<u>265, 000</u>	<u>304, 800</u>	<u>354, 200</u>	<u>395, 400</u>	<u>408, 300</u>		
8 3	<u>265, 300</u>	<u>305, 100</u>	<u>354, 600</u>	<u>395, 800</u>	<u>408, 600</u>		
8 4	<u>265, 600</u>	<u>305, 300</u>	<u>355, 000</u>	<u>396, 200</u>	<u>408, 800</u>		
8 5	<u>265, 900</u>	<u>305, 600</u>	<u>355, 300</u>	<u>396, 500</u>	<u>409, 000</u>		
8 6	<u>266, 200</u>	<u>305, 800</u>	<u>355, 700</u>				
8 7	<u>266, 500</u>	<u>306, 100</u>	<u>356, 100</u>				
8 8	<u>266, 800</u>	<u>306, 400</u>	<u>356, 500</u>				
8 9	<u>267, 100</u>	<u>306, 700</u>	<u>356, 700</u>				
9 0	<u>267, 400</u>	<u>307, 000</u>	<u>357, 100</u>				
9 1	<u>267, 700</u>	<u>307, 300</u>	<u>357, 500</u>				
9 2	<u>268, 000</u>	<u>307, 600</u>	<u>357, 900</u>				
9 3	<u>268, 300</u>	<u>307, 800</u>	<u>358, 100</u>				
9 4		<u>308, 000</u>	<u>358, 400</u>				
9 5		<u>308, 300</u>	<u>358, 800</u>				
9 6		<u>308, 700</u>	<u>359, 100</u>				
9 7		<u>308, 900</u>	<u>359, 400</u>				
9 8		<u>309, 200</u>	<u>359, 800</u>				
9 9		<u>309, 500</u>	<u>360, 200</u>				
1 0 0		<u>309, 900</u>	<u>360, 600</u>				
1 0 1		<u>310, 100</u>	<u>361, 100</u>				
1 0 2		<u>310, 400</u>	<u>361, 500</u>				
1 0 3		<u>310, 700</u>	<u>361, 900</u>				

104		311,000	362,300				
105		311,200	362,800				
106		311,500	363,200				
107		311,800	363,500				
108		312,100	363,800				
109		312,300	364,200				
110		312,600					
111		313,000					
112		313,300					
113		313,500					
114		313,700					
115		314,000					
116		314,400					
117		314,600					
118		314,800					
119		315,100					
120		315,400					
121		315,700					
122		315,900					
123		316,200					
124		316,500					
125		316,800					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料 月額						
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

第2条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100</u> 分の <u>126</u> 、 <u>25</u> を乗じて得た額（給料表	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月</u> に支給する場合においては <u>100</u> 分の <u>12</u>

の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第21条において「特定管理職員」という。）にあつては100分の106.25を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）～（4）（略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4・5（略）

（勤勉手当）

第21条（略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつ

5、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第21条において「特定管理職員」という。）にあつては6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）～（4）（略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70.0」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60.0」、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4・5（略）

（勤勉手当）

第21条（略）

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（1）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつ

<p>ては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>100分の106.25</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の126.25</u>) を乗じて得た額の総額</p>	<p>ては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の105</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の125</u>)、<u>12月に支給する場合においては100分の107.5</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の127.5</u>) を乗じて得た額の総額</p>
<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の61.25</u>) を乗じて得た額の総額</p>	<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の50.0</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の60.0</u>)、<u>12月に支給する場合においては100分の52.5</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の62.5</u>) を乗じて得た額の総額</p>
<p>3～5 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の美濃加茂市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議第 75 号

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

美濃加茂市長 藤井 浩人

記

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
(美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成 26 年美濃加茂市条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 19 条の 2 第 1 項、第 20 条第 2 項及び第 21 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、給与条例第 19 条の 2 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「管理職員 (美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成 26 年美濃加茂市条例第 2 号) 第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員を含む。)」と、給与条例第 20 条第 2 項中「<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 125、12 月に支給する場合においては 100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 95、12 月に支給する場合においては 100 分の 97.5</u>」と、給与条例第 21 条第 2 項第 1 号中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 95</u>」と、給与条例第 21 条第 2 項第 1 号中「<u>100 分の 105</u>」とあるのは「<u>100 分の 87.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 19 条の 2 第 1 項、第 20 条第 2 項及び第 21 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、給与条例第 19 条の 2 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「管理職員 (美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成 26 年美濃加茂市条例第 2 号) 第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員を含む。)」と、給与条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 95</u>」と、給与条例第 21 条第 2 項第 1 号中「<u>100 分の 105</u>」とあるのは「<u>100 分の 87.5</u>」とする。</p>

条第2項第1号中「6月に支給する場合においては100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）、12月に支給する場合においては100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の90」とする。

別表（第7条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	<u>405,000</u>
2	<u>455,000</u>
3	<u>508,000</u>
4	<u>574,000</u>
5	<u>655,000</u>
6	<u>765,000</u>

別表（第7条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	<u>392,000</u>
2	<u>440,000</u>
3	<u>492,000</u>
4	<u>555,000</u>
5	<u>634,000</u>
6	<u>740,000</u>

第2条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年美濃加茂市条例第2号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第21条第2項第1号中「<u>100分の</u>」</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年美濃加茂市条例第2号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「<u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>」とあ</p>

106.25とあるのは「100分の88.75」とする。

るの「6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の97.5」と、給与条例第21条第2項第1号中「6月に支給する場合においては100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）、12月に支給する場合においては100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の90」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

- 3 第1条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内扱とみなす。

議第76号

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する 条例について

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例 (美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年美濃加茂市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 美濃加茂市職員の給与に関する条例 (昭和29年美濃加茂市条例第23号。以下「給与条例」という。)第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の12.5</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合においては100分の70.0、12月に支給する場合においては100分の72.5</u>」と、給与条例第20条第4項中「職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「パート</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 美濃加茂市職員の給与に関する条例 (昭和29年美濃加茂市条例第23号。以下「給与条例」という。)第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70.0</u>」と、給与条例第20条第4項中「職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「パート</p>

るべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、前基準日の翌日からそれぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）までの在職期間における報酬（第3条から第5条までの規定により支給された報酬を除く。）の1箇月当たりの平均額）」とする。

2～4 (略)

(勤勉手当)

第8条 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第21条第2項中「6月に支給する場合においては100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）、12月に支給する場合においては100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の50.0、12月に支給する場合においては100分の52.5」と、給与条例第21条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、前基準日の翌日からそれぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）までの在職期間における報酬（第3条から第5条までの規定により支給された報酬を除く。）の1箇月当たりの平均額）」とする。

タイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、前基準日の翌日からそれぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）までの在職期間における報酬（第3条から第5条までの規定により支給された報酬を除く。）の1箇月当たりの平均額）」とする。

2～4 (略)

(勤勉手当)

第8条 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第21条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の50.0」と、給与条例第21条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、前基準日の翌日からそれぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）までの在職期間における報酬（第3条から第5条までの規定により支給された報酬を除く。）の1箇月当たりの平均額）」とする。

した日)までの在職期間における報酬(第3条から第5条までの規定により支給された報酬を除く。)の1箇月当たりの平均額)」とする。

第2条 美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号。以下「給与条例」という。)第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、給与条例第20条第4項中「職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額(日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、前基準日の翌日からそれぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)までの在職期間における報酬(第3条から第5条までの規定により支給された報酬を除く。)の1箇月当たりの平均額)」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号。以下「給与条例」という。)第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「<u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の125.5</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合においては100分の70.0、12月に支給する場合においては100分の72.5</u>」と、給与条例第20条第4項中「職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額(日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、前基準日の翌日からそれぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日)までの在職期間における報酬(第3条から第5条までの規定により支給された報酬を除く。)の1箇月当たりの平均</p>

<p>2～4 (略) (勤勉手当)</p> <p>第8条 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第21条第2項中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の51.25</u>」と、給与条例第21条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、前基準日の翌日からそれぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）までの在職期間における報酬（第3条から第5条までの規定により支給された報酬を除く。）の1箇月当たりの平均額）」とする。</p>	<p>とする。</p> <p>2～4 (略) (勤勉手当)</p> <p>第8条 給与条例第21条の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第21条第2項中「<u>6月に支給する場合においては100分の105</u>（特定管理職員にあつては、100分の125）、<u>12月に支給する場合においては100分の107.5</u>（特定管理職員にあつては、100分の127.5）」とあるのは「<u>6月に支給する場合においては100分の50.0</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の52.5</u>」と、給与条例第21条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、前基準日の翌日からそれぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）までの在職期間における報酬（第3条から第5条までの規定により支給された報酬を除く。）の1箇月当たりの平均額）」とする。</p>
--	---

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の美濃加茂市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当及び勤勉手当の内扱)

3 第1条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、同条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

議第77号

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和41年美濃加茂市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の230を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

第2条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の232.5</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「特別職給与条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

- 3 第1条の規定による改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の特別職給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

議第78号

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例について

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改
正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

(美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改
正)

第1条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭
和42年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和29年美濃加茂市条例第23号）の規</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の230を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和29年美濃加茂市条例第23号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割</p>

定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	合を乗じて得た額とする。
---	--------------

第2条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の232.5</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和29年美濃加茂市条例第23号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和29年美濃加茂市条例第23号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「議員報酬条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 第1条の規定による改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の議員報酬条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 79 号

美濃加茂市収入印紙等購買基金条例を廃止する条例について

美濃加茂市収入印紙等購買基金条例を廃止する条例を下記のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

美濃加茂市長 藤井 浩人

記

美濃加茂市収入印紙等購買基金条例を廃止する条例

美濃加茂市収入印紙等購買基金条例（平成 27 年美濃加茂市条例第 20 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

議第 80 号

令和 7 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 7 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 463,531 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,749,075 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び廃止は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び廃止は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 1 月 27 日提出

美濃加茂市長 藤井 浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		4,631,516	261,387	4,892,903
	1 国庫負担金	3,089,422	261,387	3,350,809
16 県支出金		1,975,491	76,039	2,051,530
	1 県負担金	1,156,277	79,452	1,235,729
	3 委託金	178,962	△3,413	175,549
18 寄附金		712,200	10,956	723,156
	1 寄附金	712,200	10,956	723,156
19 繰入金		1,635,254	4,000	1,639,254
	1 基金繰入金	1,609,975	4,000	1,613,975
20 繰越金		858,484	193,049	1,051,533
	1 繰越金	858,484	193,049	1,051,533
22 市債		2,730,000	△81,900	2,648,100
	1 市債	2,730,000	△81,900	2,648,100
歳 入 合 計		28,285,544	463,531	28,749,075

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		168,035	370	168,405
	1 議 会 費	168,035	370	168,405
2 総 務 費		4,283,793	23,609	4,307,402
	1 総務管理費	3,439,230	16,752	3,455,982
	2 徴 税 費	530,210	9,751	539,961
	3 戸籍住民基本台帳 費	187,930	1,513	189,443
	4 選 举 費	77,119	△1,275	75,844
	5 統計調査費	34,912	123	35,035
	6 監査委員費	14,392	△3,255	11,137
3 民 生 費		10,861,178	511,244	11,372,422
	1 社会福祉費	4,917,393	25,996	4,943,389
	2 児童福祉費	5,537,386	338,768	5,876,154
	3 生活保護費	406,299	146,480	552,779
4 衛 生 費		1,731,328	18,364	1,749,692
	1 保健衛生費	821,188	3,318	824,506
	2 清 掃 費	908,346	14,500	922,846
	3 上水道費	1,794	546	2,340
5 農林業費		601,887	△5,238	596,649
	1 農 業 費	399,176	△6,634	392,542
	2 林 業 費	202,711	1,396	204,107
6 商 工 費		1,038,534	44,915	1,083,449
	1 商 工 費	1,038,534	44,915	1,083,449
7 土 木 費		2,832,208	△17,083	2,815,125
	1 土木管理費	12,241	586	12,827
	2 道路橋りょう費	892,850	△13,119	879,731
	3 河 川 費	127,838	728	128,566
	4 都市計画費	1,690,531	△5,278	1,685,253
8 消 防 費		1,091,530	△4,661	1,086,869
	1 消 防 費	1,091,530	△4,661	1,086,869
9 教 育 費		4,186,894	△107,989	4,078,905

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	702,653	△115,543	587,110
	5 社会教育費	1,443,812	15,002	1,458,814
	6 保健体育費	1,310,450	△7,448	1,303,002
歳出合計		28,285,544	463,531	28,749,075

第 2 表 繼 越 明 許 費 補 正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務	千円 7,458
6 商工費	1 商工費	中山道観光推進事業	43,296

(廃止)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
9 教育費	1 教育総務費	学校施設LED化事業	千円 134,333	千円 -

(追加)

(単位:千円)

事項	期間	限度額
学校施設LED照明器具賃借料	自 令和8年度 至 令和18年度	147,950
学校給食センター給食調理業務等	自 令和8年度 至 令和13年度	901,935

(変更)

(単位:千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
小中学校校務・給食配膳業務	自 令和8年度 至 令和12年度	337,000	変更なし	390,500

第 4 表 地 方 債 補 正

(追加)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
中山道観光推進事業	千円 38,900	証書借入	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(廃止)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
学校施設LED化事業	千円 120,800	証書借入	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円 -	-	-	-

予算説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

(歳 入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	4,631,516	261,387	4,892,903
16 県支出金	1,975,491	76,039	2,051,530
18 寄 附 金	712,200	10,956	723,156
19 繰 入 金	1,635,254	4,000	1,639,254
20 繰 越 金	858,484	193,049	1,051,533
22 市 債	2,730,000	△81,900	2,648,100
歳 入 合 計	28,285,544	463,531	28,749,075

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費	168, 035	370	168, 405
2 総 務 費	4, 283, 793	23, 609	4, 307, 402
3 民 生 費	10, 861, 178	511, 244	11, 372, 422
4 衛 生 費	1, 731, 328	18, 364	1, 749, 692
5 農 林 業 費	601, 887	△5, 238	596, 649
6 商 工 費	1, 038, 534	44, 915	1, 083, 449
7 土 木 費	2, 832, 208	△17, 083	2, 815, 125
8 消 防 費	1, 091, 530	△4, 661	1, 086, 869
9 教 育 費	4, 186, 894	△107, 989	4, 078, 905
歳 出 合 計	28, 285, 544	463, 531	28, 749, 075

(単位:千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一般財源
国庫支出金	県支出金	市債	その他	
				370
	△3,413		4,000	23,022
261,387	79,452			170,405
			805	17,559
				△5,238
		38,900		6,015
				△17,083
				△4,661
		△120,800	10,151	2,660
261,387	76,039	△81,900	14,956	193,049

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	4,631,516	261,387	4,892,903
	1	国庫負担金	3,089,422	261,387	3,350,809
	1	民生費国庫負担金	3,054,668	261,387	3,316,055

(一般会計)

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費 負担金	6,500	1 自立支援医療（更生・育成医療）費負担金
2 児童福祉費 負担金	152,405	1 子どものための教育・保育給付交付金
3 生活保護費 負担金	102,482	1 生活保護費等負担金

(款) 16 県支出金
 (項) 1 県負担金

款項目			補正前の額	補正額	計
16		県支出金	1,975,491	76,039	2,051,530
1		県負担金	1,156,277	79,452	1,235,729
	1	民生費県負担金	1,110,021	79,452	1,189,473
3		委託金	178,962	△3,413	175,549
	1	総務費委託金	175,400	△3,413	171,987

(一般会計)

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費 負担金	3,250	1 自立支援医療（更生・育成医療）費負担金
2 児童福祉費 負担金	76,202	1 子どものための教育・保育給付交付金
3 選挙費委託 金	△3,413	1 参議院通常選挙委託費

(款) 18 寄附金
 (項) 1 寄附金

款項目		補正前の額	補正額	計
18	寄附金	712,200	10,956	723,156
1	寄附金	712,200	10,956	723,156
	2 衛生費寄附金	0	805	805
	3 教育費寄附金	10,200	10,151	20,351

(一般会計)

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 保健衛生費 寄附金	805	1 保健衛生費寄附金
1 社会教育費 寄附金	10,000	1 社会教育費寄附金
3 教育総務費 寄附金	151	1 教育総務費寄附金

(款) 19 繰入金
 (項) 1 基金繰入金

款項目			補正前の額	補正額	計
19		繰入金	1,635,254	4,000	1,639,254
	1	基金繰入金	1,609,975	4,000	1,613,975
	8	収入印紙等購買基金繰入金	0	4,000	4,000

(一般会計)

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 収入印紙等 購買基金繰 入金	4,000	1 収入印紙等購買基金繰入金

(款) 20 繰 越 金
 (項) 1 繰 越 金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰 越 金	858, 484	193, 049	1, 051, 533
	1	繰 越 金	858, 484	193, 049	1, 051, 533
	1	繰 越 金	858, 484	193, 049	1, 051, 533

(一般会計)

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	193,049	1 前年度繰越金

(款) 22 市債
(項) 1 市債

款項目			補正前の額	補正額	計
22		市債	2,730,000	△81,900	2,648,100
	1	市債	2,730,000	△81,900	2,648,100
	3	商工債	16,100	38,900	55,000
	6	教育債	1,397,000	△120,800	1,276,200

(一般会計)

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
1 商工債	38,900	1 中山道観光推進事業
5 教育総務債	△120,800	1 学校施設LED化事業

3 歳 出

(款) 1 議 会 費
(項) 1 議 会 費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
1		議 会 費	168,035	370	168,405	特定財源	一般財源
1	1	議 会 費	168,035	370	168,405		370
	1	議 会 費	168,035	370	168,405		370

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	2	月額任用職員	議員費 会計年度任用職員給 354 16
3 職員手当等	365	期末手当 5 勤勉手当 6 特別職期末手当 354	
8 旅費	3	通勤に係る費用弁償	

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		総務費	4,283,793	23,609	4,307,402	587	23,022
	1	総務管理費	3,439,230	16,752	3,455,982	4,000	12,752
	1	一般管理費	973,040	14,176	987,216		14,176
	3	財政管理費	75,384	4,000	79,384	繰入金 4,000	
	7	市民まちづくり推進費	85,246	△1,424	83,822		△1,424
	2	徴税費	530,210	9,751	539,961		9,751
	1	税務総務費	360,494	9,389	369,883		9,389
	2	賦課徴収費	169,716	362	170,078		362

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	3,519	時間額任用職員	人件費 会計年度任用職員給 10,210 3,966
2 給料	△3,688	一般職給	
3 職員手当等	13,176	地域手当 △209 住居手当 642 時間外勤務手当 1,810 期末手当 4,358 勤勉手当 2,424 日直手当 75 児童手当 1,661 特別職期末手当 140 一般職退職手当負担金 2,275	
4 共済費	1,150	職員共済組合負担金 1,187 公務災害補償負担金 △37	
8 旅費	19	通勤に係る費用弁償	
24 積立金	4,000	財政調整基金積立金	財政管理事業 4,000
1 報酬	△1,237	月額任用職員	会計年度任用職員給 △1,424
4 共済費	△187	職員共済組合負担金	
2 給料	5,331	一般職給	人件費 会計年度任用職員給 9,378 11
3 職員手当等	2,868	地域手当 145 時間外勤務手当 456 期末手当 859 勤勉手当 660 児童手当 36 一般職退職手当負担金 712	
4 共済費	1,179	職員共済組合負担金	
8 旅費	11	通勤に係る費用弁償	
3 職員手当等	329	期末手当 288 勤勉手当 41	会計年度任用職員給 362

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		戸籍住民基本台帳費	187,930	1,513	189,443		1,513
	1	戸籍住民基本台帳費	187,930	1,513	189,443		1,513
4		選挙費	77,119	△1,275	75,844	△3,413	2,138
	1	選挙管理委員会費	6,317	2,138	8,455		2,138
	2	参議院議員選挙費	35,641	△3,413	32,228	県支出金 △3,413	
5		統計調査費	34,912	123	35,035		123
	2	指定統計調査費	34,714	123	34,837		123
6		監査委員費	14,392	△3,255	11,137		△3,255
	1	監査委員費	14,392	△3,255	11,137		△3,255

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
4 共済費	33	職員共済組合負担金	
1 報酬	35	時間額任用職員	人件費 会計年度任用職員給 1,236 277
2 給料	152	一般職給	
3 職員手当等	1,043	扶養手当 235 地域手当 12 通勤手当 43 時間外勤務手当 210 期末手当 330 勤勉手当 192 一般職退職手当負担金 21	
4 共済費	283	職員共済組合負担金	
2 給料	614	一般職給	人件費 2,138
3 職員手当等	710	地域手当 20 通勤手当 75 期末手当 162 勤勉手当 147 一般職退職手当負担金 306	
4 共済費	814	職員共済組合負担金	
1 報酬	△1,401	月額任用職員 168 時間額任用職員 △1,569	人件費 会計年度任用職員給 △2,000 △1,413
3 職員手当等	△2,000	時間外勤務手当	
8 旅費	△12	通勤に係る費用弁償	
3 職員手当等	123	時間外勤務手当	人件費 123
2 給料	△1,000	一般職給	人件費 会計年度任用職員給 △3,313 58
3 職員手当等	△1,585	地域手当 △64 管理職手当 △747	

(款) 2 総務費
(項) 6 監査委員費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源

(一般会計)

(単位:千円)

節		説明	備考
区分	金額		
		期末手当 △119 勤勉手当 △474 一般職退職手当負担金 △181	
4 共 濟 費	△670	職員共済組合負担金	

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	10,861,178	511,244	11,372,422	340,839	170,405
1		社会福祉費	4,917,393	25,996	4,943,389	9,750	16,246
	1	社会福祉総務費	693,113	11,097	704,210		11,097
	3	老人福祉費	872,041	4,317	876,358		4,317
	5	自立支援費	1,701,973	13,163	1,715,136	国庫支出金 6,500 県支出金 3,250	3,413
	7	国民年金費	19,799	△2,581	17,218		△2,581
2		児童福祉費	5,537,386	338,768	5,876,154	228,607	110,161
	1	児童福祉総務費	278,723	10,621	289,344		10,621

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	3,802	月額任用職員	
3 職員手当等	2,902	扶養手当 199 住居手当 453 通勤手当 78 時間外勤務手当 905 期末手当 489 勤勉手当 359 児童手当 316 一般職退職手当負担金 103	国民健康保険会計繰出金 4,270 人件費 2,177 会計年度任用職員給 4,650
4 共済費	95	職員共済組合負担金	
8 旅費	28	通勤に係る費用弁償	
27 繰出金	4,270	国民健康保険会計繰出金	
27 繰出金	4,317	介護保険会計繰出金(人件事務費)	介護保険会計繰出金(人件事務費) 4,317
1 報酬	32	時間額任用職員	
3 職員手当等	131	期末手当 125 勤勉手当 6	自立支援医療費給付事業 13,000 会計年度任用職員給 163
19 扶助費	13,000	自立支援医療(更生医療・育成医療) 費助成	
1 報酬	△2,025	月額任用職員	
3 職員手当等	△394	期末手当 △231 勤勉手当 △163	会計年度任用職員給 △2,581
4 共済費	△162	職員共済組合負担金	
2 給料	1,163	一般職給	
3 職員手当等	8,390	地域手当 36 住居手当 612 時間外勤務手当 6,394 期末手当 930 勤勉手当 168	人件費 9,872 会計年度任用職員給 749

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 児童保育費	2,362,796	332,637	2,695,433	国庫支出金 152,405 県支出金 76,202	104,030
4 保育園施設費	919,088	△4,748	914,340		△4,748
5 カナリヤの家費	78,731	258	78,989		258
3 生活保護費	406,299	146,480	552,779	102,482	43,998
1 生活保護総務費	40,464	10,045	50,509		10,045

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
		一般職退職手当負担金 250	
4 共済費	1,025	職員共済組合負担金	
8 旅 費	43	通勤に係る費用弁償	
18 負担金、補助及び交付金	304,811	施設型給付費負担金 163,016 地域型給付費負担金 7,546 民間保育所運営費・子ども子育て支援保育給付費負担金 134,249	私立保育園運営費等補助事業 332,637
22 償還金、利息及び割引料	27,826	国庫負担金等返還金	
1 報 酬	△7,000	月額任用職員	人件費 4,655 会計年度任用職員給 △9,403
2 給 料	699	一般職給	
3 職員手当等	1,501	地域手当 121 住居手当 3 通勤手当 282 時間外勤務手当 598 管理職手当 2 期末手当 87 勤勉手当 61 児童手当 41 一般職退職手当負担金 306	
4 共済費	52	職員共済組合負担金	
1 報 酉	△1,082	月額任用職員	人件費 1,664 会計年度任用職員給 △1,406
2 給 料	827	一般職給	
3 職員手当等	469	地域手当 26 通勤手当 10 時間外勤務手当 124 期末手当 111 勤勉手当 90 一般職退職手当負担金 108	
4 共済費	44	職員共済組合負担金	
1 報 酉	2	月額任用職員	生活保護事務費 9,562 人件費 225 会計年度任用職員給 258
2 給 料	132	一般職給	

(款) 3 民生費
 (項) 3 生活保護費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 扶助費	313,903	136,643	450,546	国庫支出金 102,482	34,161
3 生活困窮者 自立支援費	51,932	△208	51,724		△208

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
3 職員手当等	484	地域手当 3 通勤手当 34 時間外勤務手当 85 期末手当 229 勤勉手当 88 一般職退職手当負担金 45	
4 共済費	△154	職員共済組合負担金	
8 旅費	19	通勤に係る費用弁償	
22 償還金、利子及び割引料	9,562	国県負担金等返還金	
19 扶助費	136,643	生活扶助費 10,598 住宅扶助費 4,969 医療扶助費 119,547 生業扶助費 286 葬祭扶助費 371 介護扶助費 872	生活保護扶助費 136,643
1 報酬	△2,018	月額任用職員	生活困窮者自立支援事業 2,516 会計年度任用職員給 △2,724
3 職員手当等	△394	期末手当 △230 勤勉手当 △164	
4 共済費	△312	職員共済組合負担金	
22 償還金、利子及び割引料	2,516	国庫負担金返還金	

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4		衛生費	1,731,328	18,364	1,749,692	805	17,559
	1	保健衛生費	821,188	3,318	824,506	805	2,513
	1	保健衛生総務費	330,502	△8,616	321,886	寄附金 576	△9,192
	2	母子衛生費	188,094	229	188,323	寄附金 229	
	4	予防接種費	207,476	11,705	219,181		11,705
	2	清掃費	908,346	14,500	922,846		14,500
	2	塵芥処理費	228,782	14,500	243,282		14,500
	3	上水道費	1,794	546	2,340		546
	1	上水道費	1,794	546	2,340		546

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	△4,687	一般職給	健康啓発活動等支援事業 576 人件費 △9,192
3 職員手当等	△2,648	扶養手当 133 地域手当 △159 住居手当 222 通勤手当 53 時間外勤務手当 1,260 管理職手当 △747 期末手当 △1,216 勤勉手当 △1,374 一般職退職手当負担金 △820	
4 共済費	△1,857	職員共済組合負担金	
10 需用費	310	消耗品費 284 印刷製本費 26	
13 使用料及び 賃借料	88	健活イベント用機材賃料	
17 備品購入費	178	健活用備品	
17 備品購入費	229	乳児訪問用備品	妊娠期からの支援事業 229
12 委託料	11,705	予防接種	予防接種事業 11,705
12 委託料	14,500	ごみ収集袋作成	ごみ収集事業 14,500
18 負担金、補助及び交付金	546	児童手当負担金	水道事業負担金 546

(款) 5 農林業費
(項) 1 農業費

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
5		農林業費	601,887	△5,238	596,649		△5,238
1		農業費	399,176	△6,634	392,542		△6,634
	1	農業委員会費	46,371	△12,404	33,967		△12,404
	2	農業総務費	19,334	5,630	24,964		5,630
	3	農業振興費	81,609	140	81,749		140
2		林業費	202,711	1,396	204,107		1,396
	1	林業振興費	202,711	1,396	204,107		1,396

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	△6,065	一般職給	人件費 会計年度任用職員給 △12,485 81
3 職員手当等	△4,341	地域手当 △209 時間外勤務手当 18 管理職手当 △747 期末手当 △1,217 勤勉手当 △1,435 一般職退職手当負担金 △751	
4 共済費	△1,998	職員共済組合負担金	
2 給料	2,810	一般職給	人件費 5,630
3 職員手当等	1,622	地域手当 86 通勤手当 81 時間外勤務手当 69 期末手当 496 勤勉手当 475 一般職退職手当負担金 415	
4 共済費	1,198	職員共済組合負担金	
1 報酬	47	時間額任用職員	会計年度任用職員給 140
3 職員手当等	98	期末手当 83 勤勉手当 15	
4 共済費	△5	職員共済組合負担金	
3 職員手当等	1,414	扶養手当 589 地域手当 13 通勤手当 28 時間外勤務手当 82 期末手当 5 勤勉手当 6 児童手当 691	人件費 会計年度任用職員給 1,403 △7
4 共済費	△18	職員共済組合負担金	

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		商工費	1,038,534	44,915	1,083,449	38,900	6,015
1		商工費	1,038,534	44,915	1,083,449	38,900	6,015
	1	商工総務費	96,341	1,619	97,960		1,619
	4	観光費	81,613	43,296	124,909	市債 38,900	4,396

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	804	一般職給	人件費 会計年度任用職員給 1,615 4
3 職員手当等	1,294	地域手当 1 時間外勤務手当 204 管理職手当 2 期末手当 △173 勤勉手当 △153 一般職退職手当負担金 1,413	
4 共済費	△479	職員共済組合負担金	
12 委託料	4,309	中山道会館空調機器更新工事監理	中山道観光推進事業 43,296
14 工事請負費	38,987	中山道会館空調機器更新工事	

(款) 7 土木費
(項) 1 土木管理費

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
7		土木費	2,832,208	△17,083	2,815,125		△17,083
1		土木管理費	12,241	586	12,827		586
	1	土木総務費	12,241	586	12,827		586
2		道路橋りょう費	892,850	△13,119	879,731		△13,119
	1	道路維持費	324,597	△15,574	309,023		△15,574
	2	道路新設改良費	486,519	2,455	488,974		2,455
3		河川費	127,838	728	128,566		728
	1	河川総務費	127,838	728	128,566		728

(一般会計)

(単位:千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	143	一般職給	人件費 586
3 職員手当等	392	扶養手当 163 地域手当 10 通勤手当 40 管理職手当 2 期末手当 73 勤勉手当 84 一般職退職手当負担金 20	
4 共済費	51	職員共済組合負担金	
2 給料	△11,018	一般職給	緊急工事委託事業 5,000 人件費 △20,574
3 職員手当等	△5,899	地域手当 △344 住居手当 283 時間外勤務手当 164 期末手当 △2,503 勤勉手当 △2,068 一般職退職手当負担金 △1,431	
4 共済費	△3,657	職員共済組合負担金	
14 工事請負費	5,000	緊急道路改修	
2 給料	414	一般職給	
3 職員手当等	1,598	地域手当 9 住居手当 205 通勤手当 51 時間外勤務手当 59 期末手当 395 勤勉手当 388 一般職退職手当負担金 491	
4 共済費	443	職員共済組合負担金	
2 給料	123	一般職給	人件費 728
3 職員手当等	591	扶養手当 128 地域手当 8	

(款) 7 土木費
(項) 3 河川費

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4	都市計画費		1,690,531	△5,278	1,685,253		△5,278
1	都市計画総務費		356,031	△5,269	350,762		△5,269
4	公園費		153,941	△9	153,932		△9

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
		時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 一般職退職手当負担金	42 67 58 271 17
4 共済費	14	職員共済組合負担金	
2 給料	△2,872	一般職給	人件費 会計年度任用職員給 △5,305 36
3 職員手当等	△472	地域手当 住居手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金	△100 238 324 △363 △241 △330
4 共済費	△1,977	職員共済組合負担金	
8 旅費	52	通勤に係る費用弁償	
3 職員手当等	11	期末手当 勤勉手当	5 6 会計年度任用職員給 △9
4 共済費	△23	職員共済組合負担金	
8 旅費	3	通勤に係る費用弁償	

(款) 8 消防費
(項) 1 消防費

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
8	1	消防費	1,091,530	△4,661	1,086,869	特定財源	一般財源
							△4,661
1	1	消防費	1,091,530	△4,661	1,086,869		△4,661
							△4,661
1	1	消防費	693,809	△4,661	689,148		△4,661

(一般会計)

(単位:千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	△3,168	一般職給	△4,665 会計年度任用職員給 4
3 職員手当等	△693	地域手当 △95 通勤手当 3 時間外勤務手当 474 期末手当 △389 勤勉手当 △275 一般職退職手当負担金 △411	
4 共済費	△800	職員共済組合負担金	

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
9		教育費	4,186,894	△107,989	4,078,905	△110,649	2,660
	1	教育総務費	702,653	△115,543	587,110	△120,649	5,106
	2	事務局費	633,078	△120,133	512,945	市債 △120,800	667
	3	教育センタ 一費	67,151	4,590	71,741	寄附金 151	4,439
	5	社会教育費	1,443,812	15,002	1,458,814	10,000	5,002
	1	社会教育総 務費	273,538	4,852	278,390		4,852

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	8,221	一般職給	学校施設 L E D 化事業 △134,333 人件費 14,200
3 職員手当等	6,163	扶養手当 235 地域手当 277 時間外勤務手当 1,510 管理職手当 749 期末手当 1,146 勤勉手当 1,554 児童手当 281 特別職期末手当 40 一般職退職手当負担金 371	
4 共済費	△184	職員共済組合負担金	
12 委託料	△4,712	L E D 化工事監理	
14 工事請負費	△129,621	L E D 化工事	
2 給料	804	一般職給	教育相談・適応指導教室推進事業 151
3 職員手当等	2,393	地域手当 25 時間外勤務手当 1,298 期末手当 354 勤勉手当 291 一般職退職手当負担金 425	人件費 3,979 会計年度任用職員給 460
4 共済費	1,044	職員共済組合負担金	
8 旅費	198	通勤に係る費用弁償	
17 備品購入費	151	あじさい教室用備品	
1 報酬	194	時間額任用職員	人件費 4,265 会計年度任用職員給 587
2 給料	3,536	一般職給	
3 職員手当等	279	地域手当 102 通勤手当 5 時間外勤務手当 △1,040 期末手当 620 勤勉手当 296 一般職退職手当負担金 296	
4 共済費	843	職員共済組合負担金	

(款) 9 教育費
(項) 5 社会教育費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 交流センター費	115,953	84	116,037		84
4 図書館費	111,311	1,645	112,956		1,645
6 文化会館費	285,220	2,124	287,344		2,124
7 文化の森費	593,557	6,297	599,854	寄附金 10,000	△3,703

(一般会計)

(単位:千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	84	時間額任用職員	会計年度任用職員給 84
2 給料	491	一般職給	人件費 1,714 会計年度任用職員給 △69
3 職員手当等	1,185	扶養手当 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 一般職退職手当負担金	277 24 102 29 250 197 241 65
4 共済費	△31	職員共済組合負担金	
1 報酬	455	月額任用職員 時間額任用職員	人件費 1,558 会計年度任用職員給 566
2 給料	759	一般職給	
3 職員手当等	915	地域手当 住居手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金	23 301 52 277 162 100
4 共済費	△8	職員共済組合負担金	
8 旅費	3	通勤に係る費用弁償	
1 報酬	1,235	月額任用職員	資料調査整理事業 3,450
2 給料	△2,943	一般職給	文化の森施設管理事業 6,550 人件費 △5,568 会計年度任用職員給 1,865
3 職員手当等	△722	地域手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金	△97 76 41 △360 △382
4 共済費	△1,277	職員共済組合負担金	
8 旅費	154	通勤に係る費用弁償 普通旅費	4 150
14 工事請負費	6,550	資料保管庫フェンス	
17 備品購入費	3,300	資料整理用備品	

(款) 9 教育費
(項) 6 保健体育費

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6	6	保健体育費	1,310,450	△7,448	1,303,002		△7,448
	1	保健体育総務費	114,006	△1,874	112,132		△1,874
	3	学校給食センター費	816,449	△5,574	810,875		△5,574

(一般会計)

(単位:千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 納料	△895	一般職給	人件費 会計年度任用職員給 △1,845 △29
3 職員手当等	△556	地域手当 △26 時間外勤務手当 156 期末手当 △255 勤勉手当 △316 一般職退職手当負担金 △115	
4 共済費	△423	職員共済組合負担金	
1 報酬	1,799	月額任用職員	人件費 会計年度任用職員給 △7,791 2,217
2 納料	△3,998	一般職給	
3 職員手当等	△2,027	地域手当 △121 時間外勤務手当 38 期末手当 △744 勤勉手当 △664 一般職退職手当負担金 △536	
4 共済費	△1,371	職員共済組合負担金	
8 旅費	23	通勤に係る費用弁償	

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	4		35,652	16,581 (4.65)			11,152	63,385	9,311	72,696
	議 員	16	70,607		32,831 (4.65)				103,438	18,802	122,240
	その他の特別職	1,965	104,143						104,143		104,143
	計	1,985	174,750	35,652	49,412			11,152	270,966	28,113	299,079
補正前	長 等	4		35,652	16,401 (4.6)			11,152	63,205	9,311	72,516
	議 員	16	70,607		32,477 (4.6)				103,084	18,802	121,886
	その他の特別職	1,965	104,143						104,143		104,143
	計	1,985	174,750	35,652	48,878			11,152	270,432	28,113	298,545
比較	長 等				180				180		180
	議 員				354				354		354
	その他の特別職										
	計				534				534		534

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	797 (3)	677,156	1,258,670	1,128,168	3,063,994	540,522	3,604,516	
補正前	808 (3)	680,713	1,271,981	1,103,525	3,056,219	547,810	3,604,029	
比較	△ 11	△ 3,557	△ 13,311	24,643	7,775	△ 7,288	487	

()内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特勤手当 (千円)	時間外手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	33,605	40,248	18,009	15,942	30	156,206	34,491	355,263	301,446	1,158	171,770	
補正前	31,646	40,731	15,050	15,057	30	142,686	35,977	350,918	301,359	1,083	168,988		
比較	1,959	△ 483	2,959	885		13,520	△ 1,486	4,345	87	75	2,782		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	335 (3)		1,258,670	1,009,372	2,268,042	426,622	2,694,664	
補正前	344 (3)		1,271,981	987,533	2,259,514	431,758	2,691,272	
比較	△ 9		△ 13,311	21,839	8,528	△ 5,136	3,392	

()内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特勤手当 (千円)	時間外手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	33,605	40,248	18,009	15,942	30	156,206	34,491	284,954	252,959	1,158	171,770	
	補正前	31,646	40,731	15,050	15,057	30	142,686	35,977	283,356	252,929	1,083	168,988	
	比較	1,959	△ 483	2,959	885		13,520	△ 1,486	1,598	30	75	2,782	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	462	677,156		118,796	795,952	113,900	909,852	
補正前	464	680,713		115,992	796,705	116,052	912,757	
比較	△ 2	△ 3,557		2,804	△ 753	△ 2,152	△ 2,905	

職員手当の内訳	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	70,309	48,487
	補正前	67,562	48,430
	比較	2,747	57

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)		説明	備考
給 料	△ 13,311	給与改定に 伴う増加分	41,030	給与改定率(3.37%)	
		その他の 増減分	△ 54,341	新陳代謝・人事異動 に伴う増減分	
職 員 手 当	24,643	給与改定に 伴う増加分	37,934	地域手当	1,253
				期末手当	12,522
				勤勉手当	11,399
				通勤手当	282
				時間外手当	7,135
				宿日直手当	75
				退職手当負担金	5,268
	△ 13,291	その他の 増減分	△ 13,291	扶養手当	1,959
				地域手当	△ 1,736
				住居手当	2,959
				通勤手当	603
				時間外手当	6,385
				管理職手当	△ 1,486
				期末手当	△ 8,177
				勤勉手当	△ 11,312
				退職手当負担金	△ 2,486

(3)給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	一般行政職
令和7年10月1日現在	平均給料月額(円) 318,345
	平均給与月額(円) 381,359
	平均年齢(歳) 43.0
令和6年10月1日現在	平均給料月額(円) 312,377
	平均給与月額(円) 376,596
	平均年齢(歳) 43.2

イ 初任給

区分	一般行政職(円)	国の制度
		一般行政職(円)
高校卒	200,300	200,300
大学卒	232,000	232,000

ウ 級別職員数

区分	一般行政職			単純労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和7年10月1日現在	1級	56	16.72	1級		
	2級	66 (1)	19.70 (33.33)	2級		
	3級	84	25.07	3級		
	4級	29 (2)	8.66 (66.67)	4級		
	5級	55	16.42	5級		
	6級	36	10.75			
	7級	9	2.69			
	計	335 (3)	100.00 (100)	計		
令和6年10月1日現在	1級	50	15.02	1級		
	2級	61	18.32	2級		
	3級	87	26.13	3級		
	4級	27 (1)	8.11 (100)	4級		
	5級	65	19.52	5級		
	6級	35	10.51			
	7級	8	2.40			
	計	333 (1)	100.00 (100)	計		

()内は短時間勤務職員数を計上

(令和7年度 級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事・技師	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

工 昇給

	区分	合計	代表的な職種	
			一般行政職	単純労務職
補正後	職員数(A) (人)	332	332	
	昇給に係る職員数(B) (人)	281	281	
	昇給数別内訳	1号給 (人)	5	5
		2号給 (人)	7	7
		3号給 (人)	21	21
		4号給 (人)	202	202
		6号給 (人)	46	46
		8号給 (人)		
	比率(B)／(A) (%)	84.6	84.6	
補正前	職員数(A) (人)	341	341	
	昇給に係る職員数(B) (人)	267	267	
	昇給数別内訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)		
		3号給 (人)	23	23
		4号給 (人)	244	244
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
	比率(B)／(A) (%)	78.3	78.3	

各年度の職員数(A)には、短時間勤務職員以外を計上

オ 期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
補正後	2.3 (1.2)	2.35 (1.25)	4.65 (2.45)	有	
補正前	2.3 (1.2)	2.3 (1.2)	4.6 (2.4)	有	
国の制度	2.3 (1.2)	2.35 (1.25)	4.65 (2.45)	有	

()内は再任用職員の支給率を計上

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置(3~45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置(3~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	特別区	美濃加茂市
支給率(%)	20.0	3.0
支給対象職員数(人)	1	337
国の指定基準に基づく支給率(%)	20.0	2.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額	
		期 間	金 額
学校施設LED照明器具賃借料	千円 147,950		
小中学校校務・給食配膳業務			390,500
学校給食センター給食調理業務等			901,935

当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	
期 間	金 額	国 県 支 出 金			
R8-R18	147,950				千円 147,950
R8-R12	390,500				390,500
R8-R13	901,935			80,450	821,485

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前前年度末現在 高	前年度末現在 高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現 在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	7,583,568	7,986,165	2,705,600	745,603	9,946,162
(1) 総務	145,014	176,531	49,700	16,181	210,050
(2) 民生	885,817	991,354	384,400	68,339	1,307,415
(3) 衛生	243,156	224,675		18,518	206,157
(4) 農林	93,959	81,177	20,000	10,402	90,775
(5) 商工	4,128	5,900	56,200	176	61,924
(6) 土木	1,934,559	2,137,433	574,800	235,009	2,477,224
(7) 消防	1,102,536	1,006,128	315,300	103,191	1,218,237
(8) 教育	3,174,399	3,362,967	1,305,200	293,787	4,374,380
2 災害復旧債	33,203	28,499		4,710	23,789
(1) 補助災害	2,047	1,792		255	1,537
(2) 単独災害	31,156	26,707		4,455	22,252
3 その他	7,040,031	6,440,827		660,164	5,780,663
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	93,030	67,692		19,331	48,361
(3) 財源対策債等	19,913	15,133		3,352	11,781
(4) 臨時財政対策債	6,927,088	6,358,002		637,481	5,720,521
合計	14,656,802	14,455,491	2,705,600	1,410,477	15,750,614

議第81号

令和7年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第2号）

令和7年度美濃加茂市の国民健康保険会計補正予算（第2号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,270千円を追加し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,030,593千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 岁 入 岁 出 予 算 補 正

1 岁 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰 入 金		497,014	4,270	501,284
	1 他会計繰入金	467,014	4,270	471,284
歳 入 合 計		5,026,323	4,270	5,030,593

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		134, 589	4, 270	138, 859
	1 総務管理費	107, 895	4, 270	112, 165
歳 出	合 計	5, 026, 323	4, 270	5, 030, 593

予算説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

(歳 入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
6 繼 入 金	497,014	4,270	501,284
歳 入 合 計	5,026,323	4,270	5,030,593

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	134,589	4,270	138,859
歳出合計	5,026,323	4,270	5,030,593

(単位: 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳

国庫支出金	県支出金	療給交付金	その他	保険料
			4,270	
			4,270	

2 歳 入

(款) 6 繰 入 金
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
6		繰 入 金	497,014	4,270	501,284
	1	他会計繰入金	467,014	4,270	471,284
	1	一般会計繰入金	467,014	4,270	471,284

(国民健康保険会計)

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員給与費等繰入金	4,270	1 職員給与費等繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
1		総務費	134,589	4,270	138,859	4,270	保険料
1	1	総務管理費	107,895	4,270	112,165	4,270	
	1	一般管理費	106,902	4,270	111,172	繰入金 4,270	

(国民健康保険会計)

(単位:千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	2	月額任用職員	人件費 会計年度任用職員給 4,166 104
2 給料	1,245	一般職給	
3 職員手当等	2,532	扶養手当 571 地域手当 55 時間外勤務手当 674 期末手当 352 勤勉手当 236 児童手当 481 一般職退職手当負担金 163	
4 共済費	491	職員共済組合負担金	

給与費明細書

1 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	14	14,253	23,045	19,518	56,816	7,983	64,799	
補正前	14	14,251	21,800	17,467	53,518	7,492	61,010	
比較		2	1,245	2,051	3,298	491	3,789	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特勤手当 (千円)	時間外手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)
	補正後	847	718	287	173		2,261		6,787	5,448		2,997
補正前	276	663	287	173		1,587		6,435	5,212			2,834
比較	571	55				674		352	236			163

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	6		23,045	16,746	39,791	6,977	46,768	
補正前	6		21,800	14,839	36,639	6,444	43,083	
比較			1,245	1,907	3,152	533	3,685	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特勤手当 (千円)	時間外手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	宿直手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)
	補正後	847	718	287	173		2,261		5,145	4,318		2,997
補正前	276	663	287	173		1,587		4,902	4,117			2,834
比較	571	55				674		243	201			163

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	8	14,253		2,772	17,025	1,006	18,031	
補正前	8	14,251		2,628	16,879	1,048	17,927	
比較		2		144	146	△ 42	104	

職員手当の内訳	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	1,642	1,130
	補正前	1,533	1,095
	比較	109	35

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明	備考
給 料	1,245	給与改定に 伴う増加分	769 給与改定率(3.45%)	
		その他の 増減分	476 会計間異動・その他に 伴う増減分	
職 員 手 当	2,051	給与改定に 伴う増加分	1,189 地域手当 23 時間外手当 667 期末手当 212 期末手当0.025月分増 勤勉手当 187 勤勉手当0.025月分増 退職手当負担金 100	
		その他の 増減分	862 扶養手当 571 地域手当 32 時間外手当 7 期末手当 140 勤勉手当 49 退職手当負担金 63	

(3)給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	一般行政職
令和7年10月1日現在	平均給料月額(円) 308,633
	平均給与月額(円) 356,632
	平均年齢(歳) 42.5
令和6年10月1日現在	平均給料月額(円) 286,000
	平均給与月額(円) 312,923
	平均年齢(歳) 38.8

イ 初任給

区分	一般行政職(円)	国の制度
		一般行政職(円)
高校卒	200,300	200,300
大学卒	232,000	232,000

ウ 級別職員数

区分	一般行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和7年10月1日現在	1級	2	33.33
	2級		
	3級	3	50.00
	4級		
	5級	1	16.67
	6級		
	7級		
	計	6	100.00
令和6年10月1日現在	1級	2	33.33
	2級		
	3級	3	50.00
	4級		
	5級	1	16.67
	6級		
	7級		
	計	6	100.00

(令和7年度 級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

工 昇給

区分		合計	代表的な職種	
			一般行政職	
補正後	職員数(A) (人)	6		6
	昇給に係る職員数(B) (人)	4		4
	昇給数別内訳	2号給 (人)		
		3号給 (人)	1	1
		4号給 (人)	3	3
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
比率(B)／(A) (%)		66.7	66.7	
補正前	職員数(A) (人)	6		6
	昇給に係る職員数(B) (人)	4		4
	昇給数別内訳	2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)	4	4
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
比率(B)／(A) (%)		66.7	66.7	

オ 期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
補正後	2.3	2.35	4.65	有	
補正前	2.3	2.3	4.6	有	
国の制度	2.3	2.35	4.65	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置(3~45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置(3~45%加算)	

キ 地域手当

支給率(%)	3.0
支給対象職員数(人)	6
国の指定基準に基づく支給率(%)	2.0

議第82号

令和7年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第2号）

令和7年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,317千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,348,318千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 岁 入 岁 出 予 算 補 正

1 岁 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰 入 金		796,988	4,317	801,305
	1 一般会計繰入金	715,730	4,317	720,047
歳 入 合 計		4,344,001	4,317	4,348,318

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		136,518	2,631	139,149
	1 総務管理費	92,396	2,338	94,734
	3 介護認定審査会費	31,559	293	31,852
3 地域支援事業費		165,196	1,686	166,882
	2 一般介護予防事業費	10,782	1,686	12,468
歳 出	合 計	4,344,001	4,317	4,348,318

予算説明書

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

(歳 入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
7 繼 入 金	796,988	4,317	801,305
歳 入 合 計	4,344,001	4,317	4,348,318

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	136,518	2,631	139,149
3 地域支援事業費	165,196	1,686	166,882
歳出合計	4,344,001	4,317	4,348,318

(単位: 千円)

2 歳 入

(款) 7 繰 入 金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
7		繰 入 金	796,988	4,317	801,305
	1	一般会計繰入金	715,730	4,317	720,047
	4	その他一般会計繰入金	168,249	4,317	172,566

(介護保険会計)

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
1 職員給与費等繰入金	4,317	1 一般会計繰入金 職員給与費等繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
1		総務費	136,518	2,631	139,149	2,631	保険料
1	1	総務管理費	92,396	2,338	94,734	2,338	
	1	一般管理費	92,396	2,338	94,734	繰入金 2,338	
3	3	介護認定審査会費	31,559	293	31,852	293	
	1	認定調査等費	31,559	293	31,852	繰入金 293	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給 料	1,048	一般職給	人件費 2,338
3 職員手当等	1,127	扶養手当 79 地域手当 35 通勤手当 10 時間外勤務手当 96 期末手当 378 勤勉手当 353 一般職退職手当負担金 176	
4 共 濟 費	163	職員共済組合負担金	
3 職員手当等	288	期末手当 225 勤勉手当 63	会計年度任用職員給 293
8 旅 費	5	通勤に係る費用弁償	

(款) 3 地域支援事業費
 (項) 2 一般介護予防事業費

款項目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						保険料	
3	2	地域支援事業費	165,196	1,686	166,882	1,686	
		一般介護予防事業費	10,782	1,686	12,468	1,686	
	1	一般介護予防事業費	10,782	1,686	12,468	繰入金 1,686	

(介護保険会計)

(単位:千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	226	一般職給	人件費 1,686
3 職員手当等	1,415	地域手当 97 時間外勤務手当 5 期末手当 695 勤勉手当 587 一般職退職手当負担金 31	
4 共済費	45	職員共済組合負担金	

給与費明細書

1 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	20	22,036	34,883	30,130	87,049	12,047	99,096	
補正前	20	22,036	33,609	27,300	82,945	11,839	94,784	
比較			1,274	2,830	4,104	208	4,312	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特勤手当 (千円)	時間外手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)
	補正後	79	1,163	336	603		2,171	748	11,140	9,313		4,577
補正前			1,031	336	593		2,070	748	9,842	8,310		4,370
比較		79	132		10		101		1,298	1,003		207

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	9		34,883	25,551	60,434	10,615	71,049	
補正前	9		33,609	23,009	56,618	10,407	67,025	
比較			1,274	2,542	3,816	208	4,024	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特勤手当 (千円)	時間外手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	宿直手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)
	補正後	79	1,163	336	603		2,171	748	8,412	7,462		4,577
	補正前		1,031	336	593		2,070	748	7,339	6,522		4,370
	比較	79	132		10		101		1,073	940		207

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	11	22,036		4,579	26,615	1,432	28,047	
補正前	11	22,036		4,291	26,327	1,432	27,759	
比較				288	288		288	

職員手当の内訳	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	2,728	1,851
	補正前	2,503	1,788
	比較	225	63

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)		説明	備考
給料	1,274	給与改定に 伴う増加分	1,135	給与改定率(3.43%)	
		その他の 増減分	139	会計間異動・その他に 伴う増減分	
職員 手当	2,830	給与改定に 伴う増加分	923	地域手当	34
				通勤手当	14
				時間外手当	101
				期末手当	327
				勤勉手当	勤勉手当0.025月分増
				退職手当負担金	148
職員 手当	1,907	その他の 増減分		扶養手当	79
				地域手当	98
				通勤手当	△ 4
				期末手当	971
				勤勉手当	704
				退職手当負担金	59

(3)給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	一般行政職
令和7年10月1日現在	平均給料月額(円) 302,151
	平均給与月額(円) 336,147
	平均年齢(歳) 40.6
令和6年10月1日現在	平均給料月額(円) 290,978
	平均給与月額(円) 330,058
	平均年齢(歳) 38.9

イ 初任給

区分	一般行政職(円)	国の制度
		一般行政職(円)
高校卒	200,300	200,300
大学卒	232,000	232,000

△ 級別職員数

区分	一般行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和7年10月1日現在	1級	1	11.11
	2級	4	44.44
	3級	1	11.12
	4級	1	11.11
	5級	1	11.11
	6級	1	11.11
	7級		
	計	9	100.00
令和6年10月1日現在	1級	1	10.00
	2級	4	40.00
	3級	2	20.00
	4級	2	20.00
	5級		
	6級	1	10.00
	7級		
	計	10	100.00

(令和7年度 級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

工 昇給

区分		合計	代表的な職種	
			一般行政職	
補正後	職員数(A) (人)	9		9
	昇給に係る職員数(B) (人)	8		8
	昇給数別内訳	2号給 (人)		
		3号給 (人)	1	1
		4号給 (人)	6	6
		6号給 (人)	1	1
		8号給 (人)		
比率(B)／(A) (%)		88.9	88.9	
補正前	職員数(A) (人)	9		9
	昇給に係る職員数(B) (人)	9		9
	昇給数別内訳	2号給 (人)		
		3号給 (人)	1	1
		4号給 (人)	8	8
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
比率(B)／(A) (%)		100.0	100.0	

オ 期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
補正後	2.3	2.35	4.65	有	
補正前	2.3	2.3	4.6	有	
国の制度	2.3	2.35	4.65	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者(月分)	25年勤続の者(月分)	35年勤続の者(月分)	最高限度(月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置(3~45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置(3~45%加算)	

キ 地域手当

支給率(%)	3.0
支給対象職員数(人)	9
国の指定基準に基づく支給率(%)	2.0

議第83号

令和7年度美濃加茂市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度美濃加茂市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度美濃加茂市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主な建設改良事業

（事項）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
配水設備拡張費	50,970千円	66千円	51,036千円
配水設備改良費	438,235千円	480千円	438,715千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	収	入	（計）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 資本的収入	159,543千円	546千円	160,089千円
第1項 負担金	34,411千円	546千円	34,957千円
	支	出	
第1款 資本的支出	577,893千円	546千円	578,439千円
第1項 建設改良費	496,419千円	546千円	496,965千円

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

令和7年度美濃加茂市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画
資本的収入及び支出

収入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入			159,543	546	160,089
	1 負担金		34,411	546	34,957
		2 他会計負担金	954	546	1,500

支出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			577,893	546	578,439
	1 建設改良費		496,419	546	496,965
		1 配水設備拡張費	50,970	66	51,036
		2 配水設備改良費	438,235	480	438,715

令和7年度美濃加茂市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	18,235
減価償却費	544,516
貸倒引当金の増減額(減少は△)	340
賞与引当金の増減額(減少は△)	△ 500
長期前受金戻入益	△ 287,602
受取利息及び配当金	△ 3,581
支払利息	7,508
資産減耗費	28,547
未収金の増減額(増加は△)	1,318
たな卸資産の増減額(増加は△)	100
未払金の増減額(減少は△)	22,190
小計	331,071
利息及び配当金の受取額	3,581
利息の支払額	△ 7,508
業務活動によるキャッシュ・フロー	327,144

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 451,358
国庫補助金等による収入	39,667
一般会計からの繰入金による収入	1,500
工事負担金の受入による収入	33,606
分担金の受入による収入	70,120
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 306,465

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 81,474
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 81,474

IV 資金増加額(又は減少額)

△ 60,795

V 資金期首残高

1,800,555

VI 資金期末残高

1,739,760

令和7年度美濃加茂市水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ	土 地	465,589
ロ	建 物	1,011,333
	減価償却累計額	<u>△ 361,189</u>
ハ	構 築 物	19,747,723
	減価償却累計額	<u>△ 10,001,513</u>
ニ	機 械 及 び 装 置	2,320,029
	減価償却累計額	<u>△ 1,837,184</u>
ホ	車両及び運搬具	19,888
	減価償却累計額	<u>△ 18,432</u>
ヘ	工 具 器 具 及 び 備 品	44,357
	減価償却累計額	<u>△ 31,317</u>
ト	建設仮勘定	<u>86,041</u>
	有形固定資産合計	11,445,325

(2) 投資その他の資産

イ	投 資 有 価 証 券	500,000
ロ	他 会 計 貸 付 金	<u>577,000</u>
	投資その他の資産合計	<u>1,077,000</u>
	固定資産合計	12,522,325

2 流 動 資 産

(1)	現 金 預 金	1,739,760
(2)	未 収 金	133,126
	貸 倒 引 当 金	<u>△ 1,000</u>
(3)	貯 藏 品	132,126
(4)	そ の 他 流 動 資 産	2,984
	流 動 資 產 合 計	<u>1,351</u>
		<u>1,876,221</u>

資 産 合 計 14,398,546

負 債 の 部

3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の イ 財源に充てる タ めの企業債	258,340		
企業債合計	<u>258,340</u>		
(2) 引 当 金			
イ 退職給付引当金	93,520		
引当金合計	<u>93,520</u>		
固定負債合計		351,860	
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の イ 財源に充てる タ めの企業債	73,229		
企業債合計	<u>73,229</u>		
(2) 未 払 金	73,229		
(3) 前 受 金	238,079		
(4) 引 当 金	0		
イ 賞与引当金	7,420		
引当金合計	<u>7,420</u>		
(5) その他流動負債	5,000		
流動負債合計	<u>5,000</u>		
5 繰 延 収 益			
長期前受金	12,144,443		
収益化累計額	<u>△ 6,523,845</u>		
繰延収益合計	<u>5,620,598</u>		
負債合計	<u>6,296,186</u>		
6 資 本 金			
7 剰 余 金			
(1) 資本剰余金			
イ 補助金	4,164		
資本剰余金合計	<u>4,164</u>		
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	653,695		
ロ 建設改良積立金	300,000		
ハ 当年度未処分			
ハ 利益剰余金	99,709		
利益剰余金合計	<u>1,053,404</u>		
剰余金合計	<u>1,057,568</u>		
資本合計	<u>8,102,360</u>		
負債資本合計	<u>14,398,546</u>		

議第84号

令和7年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度美濃加茂市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度美濃加茂市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主な建設改良事業

（事項）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
汚水管渠整備事業費	153,539千円	415千円	153,954千円
雨水ポンプ場整備事業費	97,576千円	756千円	98,332千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条中「不足する額388,326千円」を「不足する額389,497千円」に、「過年度分損益勘定留保資金41,934千円」を「過年度分損益勘定留保資金43,105千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的支出	2,062,803千円	1,171千円	2,063,974千円
第1項 建設改良費	596,963千円	1,171千円	598,134千円

（継続費の補正）

第4条 予算第5条に定めた継続費の総額及び年割額の廃止は次のとおりとする。

(廃止)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	大堀ポンプ場ポンプ設備改築工事	千円 162,000	令和7年度	50,800	千円 —	—	千円 —
				令和8年度	111,200	—	—	—

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	62,030 千円	1,171 千円	63,201 千円

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

令和7年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算(第2号)実施計画
資本的収入及び支出

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			2,062,803	1,171	2,063,974
	1 建設改良費		596,963	1,171	598,134
		10 雨水ポンプ場整備単独事業費(流閑公共)	19,776	756	20,532
		12 汚水管渠整備単独事業費(下米田特環)	22,953	415	23,368

令和7年度美濃加茂市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	40,084
減価償却費	1,109,977
貸倒引当金の増減額(減少は△)	△ 350
賞与引当金の増減額(減少は△)	663
長期前受金戻入益	△ 618,337
受取利息及び配当金	△ 3
支払利息	193,510
資産減耗費	33,616
未収金の増減額(増加は△)	9,762
たな卸資産の増減額	344
未払金の増減額(減少は△)	26,312
前受金の増減額(減少は△)	0
その他流動負債の増減額(減少は△)	△ 23,715
小計	771,863
利息及び配当金の受取額	3
利息の支払額	△ 193,510
業務活動によるキャッシュ・フロー	578,356

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 493,252
国庫補助金等による収入	145,319
一般会計からの繰入金による収入	283,778
工事負担金の受入による収入	3,165
受益者負担金等の受入による収入	37,736
受益者分担金等の受入による収入	614
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 22,640

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,167,300
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,465,840
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 298,540

IV 資金増加額(又は減少額)

V 資金期首残高	808,338
VI 資金期末残高	1,065,514

継続費に関する調書

(補正前)

款	項	事業名	全体計画					前前年度 末までの支 払義務 発生額	前年度末 までの支 払義務 発生(見込) 額	当該年度 支払義務 発生予定 額	当該年度 末までの支 払義務 発生予定 額	翌年度以 降の支 払義務 発生 予定額	継続費の 総額に對 する進捗 率	備考							
			同左財源内訳																		
			年度	年割額	国庫 補助金	企業債	その他														
1 資本的支出	1 建設改良費	蜂屋川CC監視制御装置等改築工事(その1)	令和6年度	千円 32,100	千円 17,600	千円 14,500	千円	千円 28,600	千円 28,600	千円 28,600	千円 28,600	千円 28,600	% 18.0	通次繰越 3,500千円							
			令和7年度	127,100	69,850	57,200	50			130,600	130,600			82.0							
			計	159,200	87,450	71,700	50		28,600	130,600	159,200			100.0							
		大堀ポンプ場ポンプ設備改築工事	令和7年度	50,800	22,900	27,700	200			50,800	50,800			31.4							
			令和8年度	111,200	53,600	57,400	200					111,200		68.6							
			計	162,000	76,500	85,100	400			50,800	50,800	111,200		100.0							

(補正後)

款	項	事業名	全体計画					前前年度 末までの支 払義務 発生額	前年度末 までの支 払義務 発生(見込) 額	当該年度 支払義務 発生予定 額	当該年度 末までの支 払義務 発生予定 額	翌年度以 降の支 払義務 発生 予定額	継続費の 総額に對 する進捗 率	備考							
			同左財源内訳																		
			年度	年割額	国庫 補助金	企業債	その他														
1 資本的支出	1 建設改良費	蜂屋川CC監視制御装置等改築工事(その1)	令和6年度	千円 32,100	千円 17,600	千円 14,500	千円	千円 28,600	千円 28,600	千円 28,600	千円 28,600	千円 28,600	% 18.0	通次繰越 3,500千円							
			令和7年度	127,100	69,850	57,200	50			130,600	130,600			82.0							
			計	159,200	87,450	71,700	50		28,600	130,600	159,200			100.0							

令和7年度美濃加茂市下水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地	2,388,591
ロ 建 物	1,675,049
減価償却累計額	△ 560,982
ハ 構 築 物	38,159,550
減価償却累計額	△ 12,794,350
二 機 械 及 び 装 置	25,365,200
減価償却累計額	△ 1,351,874
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	1,078,902
減価償却累計額	△ 228
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	2,739
減価償却累計額	△ 3,335
ト 建 設 仮 勘 定	998
有形固定資産合計	175,007
	30,125,504
(2) 無形固定資産	
イ 施 設 利 用 権	1,717,745
無形固定資産合計	1,717,745
(3) 投 資	
イ 出 資 金	1,580
投 資 合 計	1,580
固 定 資 産 合 計	31,844,829

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

1,065,514

(2) 未 収 金

86,996

貸 倒 引 当 金

△ 900

86,096

(3) 貯 藏 品

145

(4) そ の 他 流 動 資 産

23

流 動 資 産 合 計

1,151,778

資 産 合 計

32,996,607

負 債 の 部

3 固 定 負 債			
(1)企 業 債			
建設改良費等の財源に充てる イ ための企業債	<u>12,495,370</u>		
企 業 債 合 計		12,495,370	
(2)他 会 計 借 入 金			
建設改良費等の財源に充てる イ ための借入金	<u>577,000</u>		
借 入 金 合 計		577,000	
(3)引 当 金			
イ 退職給付引当金	<u>65,782</u>		
引 当 金 合 計		65,782	
固 定 負 債 合 計			13,138,152
4 流 動 負 債			
(1)企 業 債			
建設改良費等の財源に充てる イ ための企業債	<u>1,450,370</u>		
企 業 債 合 計		1,450,370	
(2)他 会 計 借 入 金			
建設改良費等の財源に充てる イ ための借入金	<u>0</u>		0
借 入 金 合 計			0
(3)未 払 金			490,651
(4)引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	<u>4,954</u>		
引 当 金 合 計		4,954	
(5)そ の 他 流 動 負 債			
流 動 負 債 合 計		<u>5,000</u>	
5 繰 延 収 益			
(1)長 期 前 受 金		23,594,875	
(2)収 益 化 累 計 額		<u>△ 8,438,224</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>15,156,651</u>
負 債 合 計			<u>30,245,778</u>
資 本 の 部			
6 資 本 金			1,645,469
7 剰 余 金			
(1)資 本 剰 余 金			
イ 国 庫 補 助 金	727,698		
ロ 受 贈 財 産 評 価 額	39,043		
ハ 受 益 者 負 担 金	242,512		
ニ 受 益 者 分 担 金	13,086		
ホ そ の 他 資 本 剰 余 金	214		
資 本 剰 余 金 合 計			1,022,553
(2)利 益 剰 余 金			
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>82,807</u>		
利 益 剰 余 金 合 計			<u>82,807</u>
剩 余 金 合 計			<u>1,105,360</u>
資 本 合 計			<u>2,750,829</u>
負 債 資 本 合 計			<u>32,996,607</u>

注記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法

・主な耐用年数

建物 15年～50年

構築物 30年～50年

機械及び装置 10年～20年

車両及び運搬具 4年～6年

工具器具及び備品 3年～20年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法

・主な耐用年数

施設利用権 50年

2 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

当事業年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、岐阜県市町村職員退職手当組合における積立金相当額を控除した金額を計上している。

(3) 賞与引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びそれらに係る法定福利費の支払に備えるため、当事業年度末における支給見込額及び支払見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

4 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

(1) 令和7年度予定 (令和8年3月31日)

貸借対照表上に計上されている企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は1,102,930千円である。

III. セグメント情報に関する注記

1 報告セグメントの概要

下水道事業会計は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していること、及び公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業では汚水処理と雨水処理を行っていることから、それらを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分		事業の内容	
公共下水道事業	汚水処理	市街地における、し尿・生活雑排水等の処理。	
	雨水処理	市街地における雨水排除。	
特定環境保全	汚水処理	市街地以外の区域における、し尿・生活雑排水等の処理。	
	雨水処理	市街地以外の区域における雨水排除。	
農業集落排水事業		農業集落における、し尿・生活雑排水等の処理。	

2 報告セグメントごとの資産、負債、その他の項目の金額

(1) 令和7年度予定

(単位：千円)

	公共下水道事業			
	汚水処理	雨水処理	共通	小計
セグメント資産	23,445,468	3,145,140	894,344	27,484,952
セグメント負債	21,938,223	3,030,499	398,518	25,367,240
その他の項目				
他会計繰入金	820,692	203,279		1,023,971
減価償却費	774,651	152,950		927,601
支払利息	147,280	18,650		165,930
有形・無形固定資産の増加	317,858	174,974		492,832

	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業				農業集落 排水事業	合計
	汚水処理	雨水処理	共 通	小 計		
セグメント資産	3,086,191	409,231	146,207	3,641,629	1,870,026	32,996,607
セグメント負債	2,855,814	435,187	41,479	3,332,480	1,546,058	30,245,778
その他の項目						
他会計繰入金	114,674	7,609		122,283	130,070	1,276,324
減価償却費	110,531	6,271		116,802	65,574	1,109,977
支払利息	16,990	2,040		19,030	8,550	193,510
有形・無形固定資産の増加	26,772	73,098		99,870	6,186	598,888

IV. その他の注記

1 賞与引当金の取崩し

令和7年度において、期末手当・勤勉手当及びこれに係る法定福利費として13,666千円を支払う予定であるため、賞与引当金4,291千円を取り崩すこととしている。

2 貸倒引当金の取崩し

令和7年度において、不納欠損による損失を計上する予定であるため、貸倒引当金1,250千円を取り崩すこととしている。

給与費明細書

1 一般職
(1) 総括

区分	職員数	給与費					法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	8			29,092	24,105	53,197	10,004	63,201
補正前	8			28,533	23,583	52,116	9,914	62,030
比較				559	522	1,081	90	1,171

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特勤手当 (千円)	時間外手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	退職給付費 (千円)
	補正後	1,044	645	315	768		6,340		6,412	5,176		3,405	
	補正前	1,044	556	315	649		6,340		6,243	5,031		3,405	
	比較			89	119				169	145			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給与費					法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	7			27,181	23,602	50,783	9,590	60,373
補正前	7			26,622	23,080	49,702	9,500	59,202
比較				559	522	1,081	90	1,171

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特勤手当 (千円)	時間外手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	退職給付費 (千円)
	補正後	1,044	645	315	682		6,300		6,192	5,019		3,405	
	補正前	1,044	556	315	563		6,300		6,023	4,874		3,405	
	比較			89	119				169	145			

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	1	1,911		503	2,414	414	2,828
補正前	1	1,911		503	2,414	414	2,828
比較							

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特勤手当 (千円)	時間外手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	宿直手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	退職給付費 (千円)
	補正後				86		40		220	157			
	補正前				86		40		220	157			
	比較												

(2) 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)		増減事由別 内訳(千円)	説明	備考
給料	559	給与改定に伴う増加分	913	平均昇給率(3.73%)	
		その他の増減分	△ 354	会計間異動・その他に伴う増減分	
手当	522	給与改定に伴う増加分	472	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	28 23 234 187
		その他の増減分	50	地域手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当	61 96 △ 65 △ 42

(3) 給料及び手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	一般職
令和7年10月1日現在	平均給料月額(円) 279,250
	平均給与月額(円) 344,204
	平均年齢(歳) 42.3
令和6年10月1日現在	平均給料月額(円) 295,942
	平均給与月額(円) 332,288
	平均年齢(歳) 41.1

イ 初任給

区分	一般職(円)	一般会計の制度
		一般行政職(円)
高校卒	200,300	200,300
大学卒	232,000	232,000

ウ 級別職員数

区分	一般職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和7年10月1日現在	1級	2	28.56
	2級	1	14.29
	3級	1	14.29
	4級	1	14.29
	5級	2	28.57
	6級		
	7級		
	計	7	100.00
令和6年10月1日現在	1級	1	14.29
	2級	2	28.57
	3級	2	28.57
	4級		
	5級	2	28.57
	6級		
	7級		
	計	7	100.00

(令和7年度 級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般職	主事・技師	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

工 昇給

区分		合計	代表的な職種	
			一般職	
補正後	職員数(A) (人)	7	7	
	昇給に係る職員数(B) (人)	7	7	
	昇給数別内訳	2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)	7	7
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
比率(B)／(A) (%)		100.0	100.0	
補正前	職員数(A) (人)	7	7	
	昇給に係る職員数(B) (人)	7	7	
	昇給数別内訳	2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)	7	7
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
比率(B)／(A) (%)		100.0	100.0	

オ 期末手当・勤勉手当

区分	6月 (月分)	12月 (月分)	支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等によ る加算措置	備考
補正後	2.3	2.35	4.65	有	
補正前	2.3	2.3	4.6	有	
一般会計の制度	2.3	2.35	4.65	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 措置(3~45%加算)	
一般会計の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 措置(3~45%加算)	

キ その他の手当

区分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
地域手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

議第 85 号

指定管理者の指定について

みのかも健康の森の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 27 日提出

美濃加茂市長 藤井 浩人

記

1 公の施設の名称

みのかも健康の森

2 指定管理者となる団体の名称等

可茂森林組合

代表理事組合長 可児 登

3 指定管理者となる団体の所在地

加茂郡七宗町神渕 9756 番地 1

4 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

議第 86 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

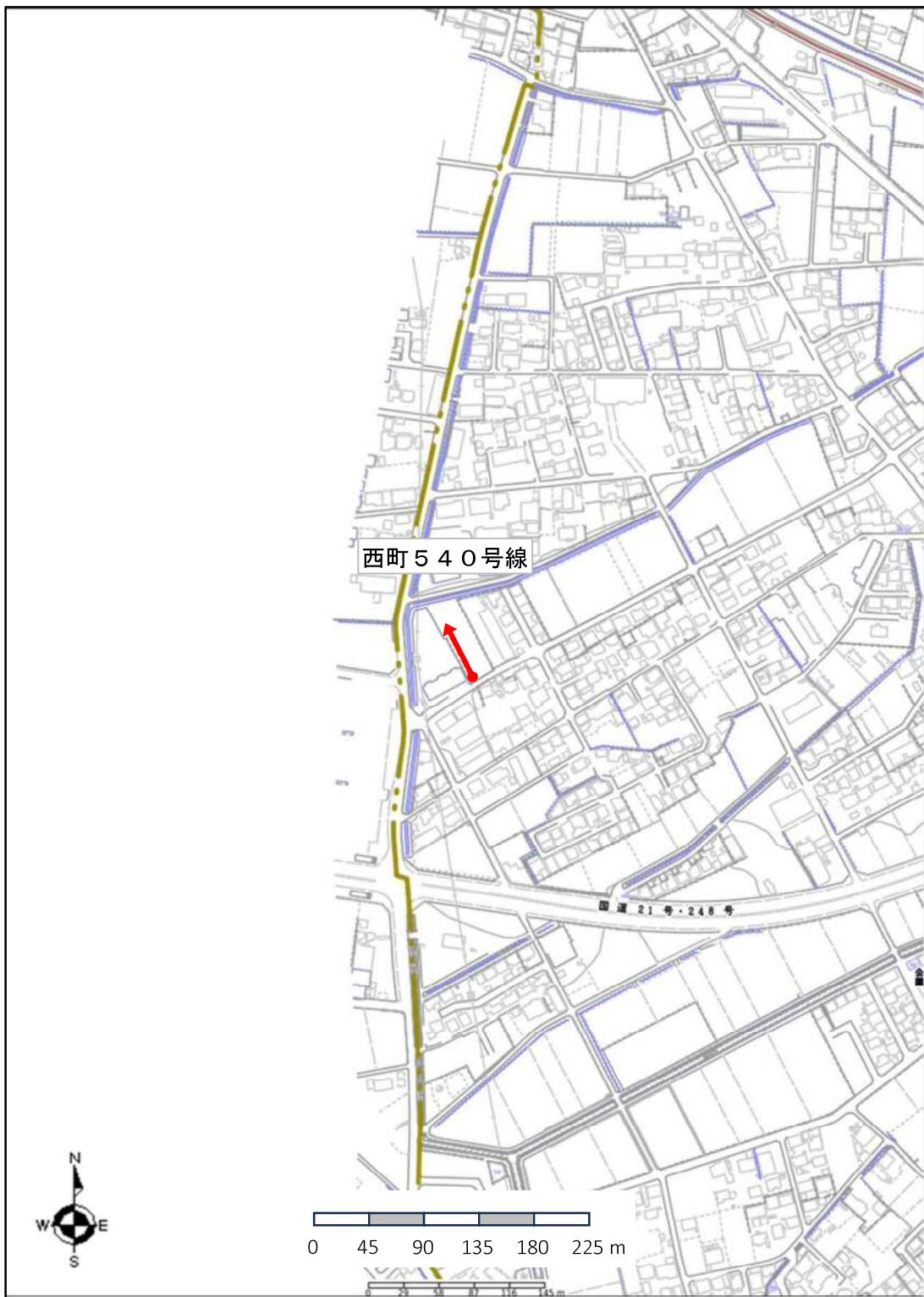
令和 7 年 1 月 27 日提出

美濃加茂市長 藤井 浩人

記

番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
1	西町 54 0 号線	美濃加茂市西町六丁目 349 番地先		
		美濃加茂市西町六丁目 347 番 1 地先		
2	加茂野 4 90 号線	美濃加茂市加茂野町加茂野字浦 176 番 5 地先		
		美濃加茂市加茂野町加茂野字浦 176 番 8 地先		

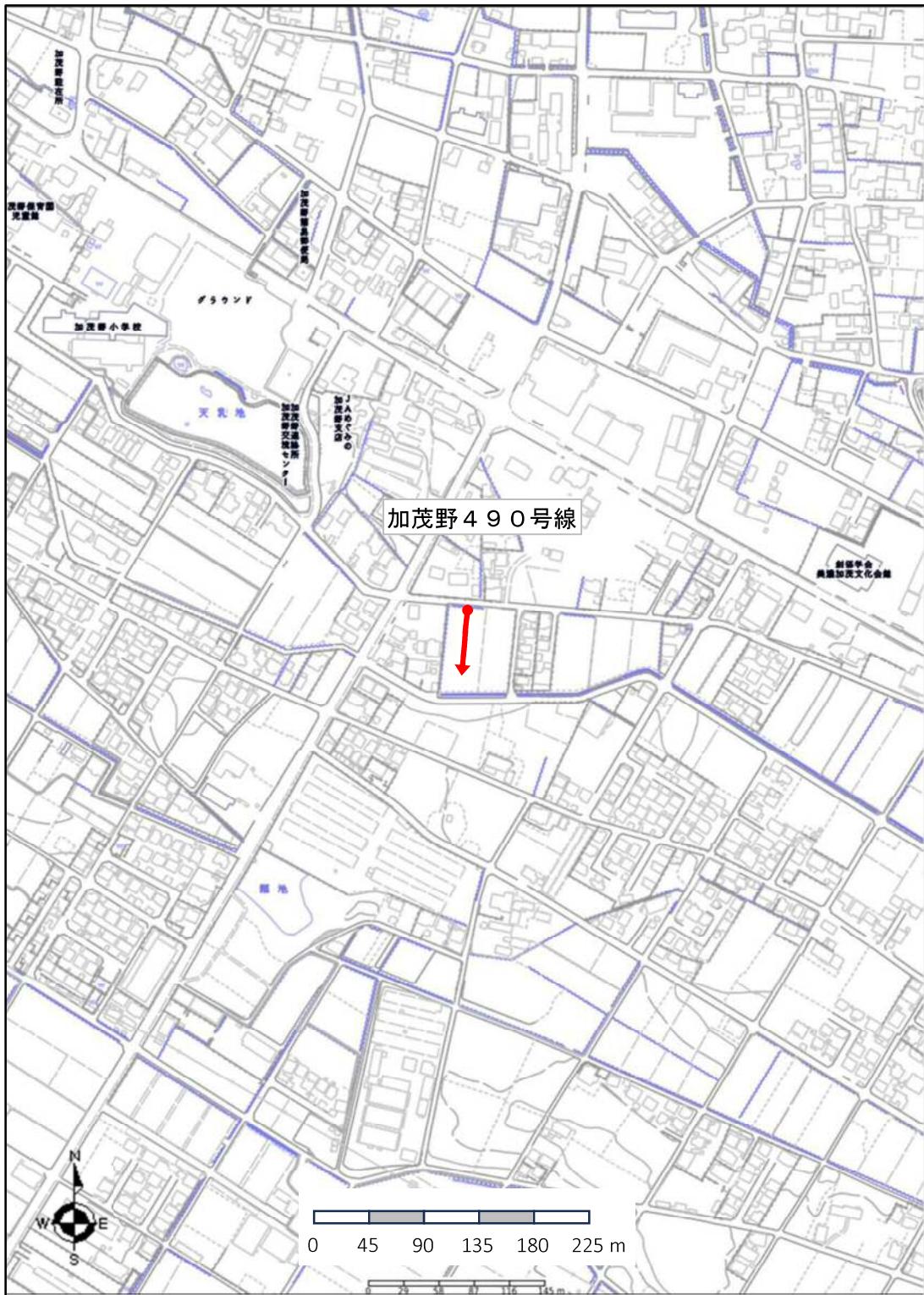
新規認定路線 ①：西町 540 号線



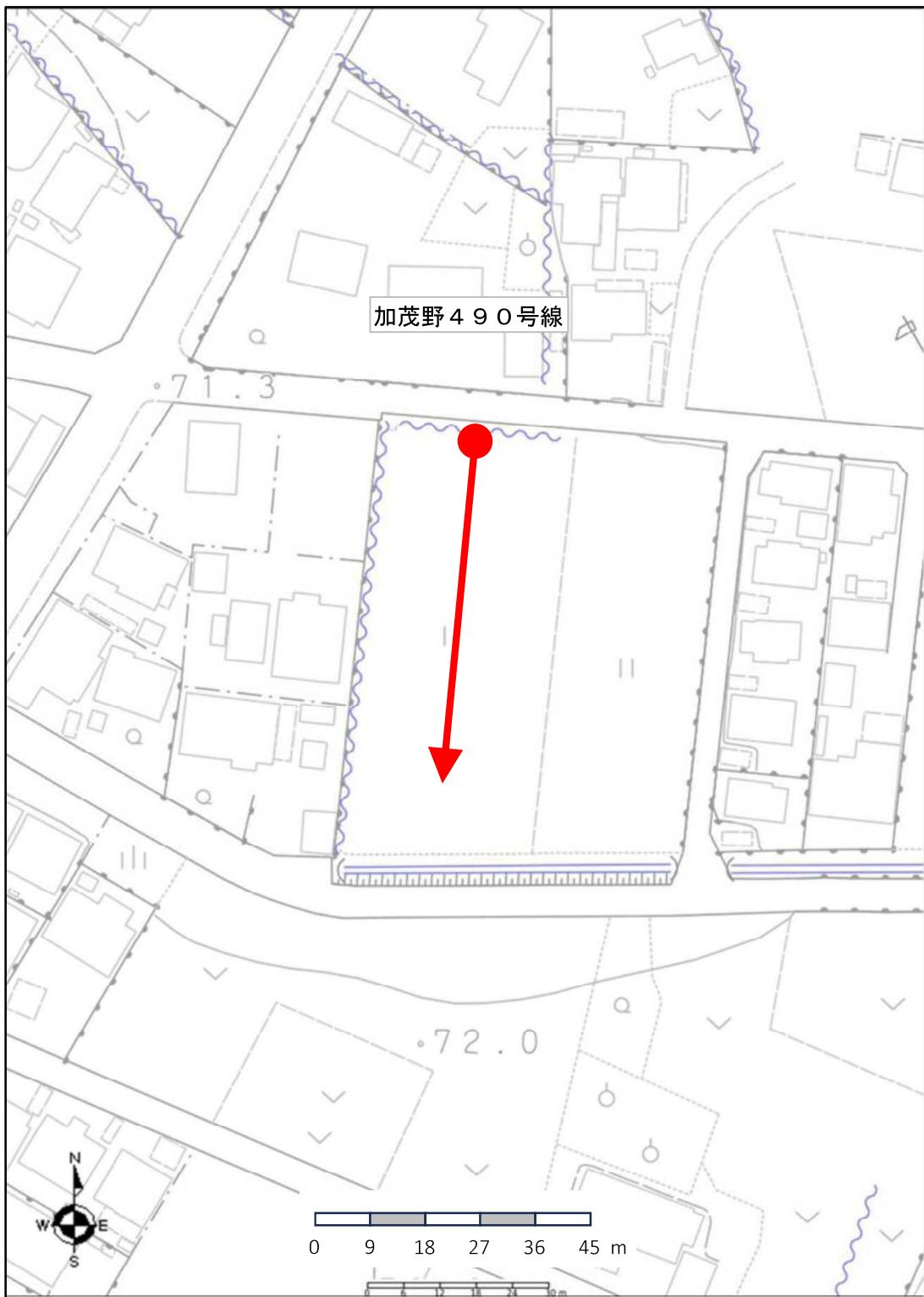
新規認定路線 ①：西町 540 号線



新規認定路線 ②：加茂野 490 号線



新規認定路線 ②：加茂野 490 号線



議第 87 号

美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

住 所
氏 名 渡邊益巳
生年月日

議第 88 号

美濃加茂市教育委員会の教育長の任命について

美濃加茂市教育委員会の教育長に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 1 月 27 日提出

美濃加茂市長 藤井 浩人

記

住 所

氏 名 梅村 高志

生年月日

議第89号

岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、岐阜県市町村会館組合規約（平成5年12月20日岐阜県指令伊総第891号）の一部を変更する規約を次のように定めることについて関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約

岐阜県市町村会館組合規約（平成五年十二月二十日岐阜県指令伊総第八百九十一号）の一部を次のように変更する。

変更後	変更前
<p>(その他)</p> <p>第十二条 <u>組合の解散に伴う事務の承継にあ つては、組合を組織する市町村がその議会の 議決を経て行う協議をもって定める。</u></p> <p>2 この規約に定めるもののほか、組合の管理 及び執行に關し必要な事項は、組合の議会の 議決を得て、組合長が定める。</p>	<p>(その他)</p> <p>第十二条</p> <p>この規約に定めるもののほか、組合の管理及 び執行に關し必要な事項は、組合の議会の議決 を得て、組合長が定める。</p>

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

議第90号

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条及び同法第289条並びに令和7年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約第12条第1項の規定により、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する次とおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条及び同規約第12条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議書に代わる同意書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定による岐阜県市町村会館組合（以下「組合」という。）の解散及び同法第289条の規定による財産処分並びに令和7年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約第12条第1項の規定による事務の承継等について、次のとおり定めることに異議ありません。

記

1 解散の期日

令和8年3月31日をもって解散するものとする。

2 解散に伴う財産処分

- (1) 岐阜県県民ふれあい会館入居基金は、岐阜県町村会に返還する。
- (2) 財政調整積立金は、直近の年度における関係地方公共団体が負担した市町村負担金の割合に応じて関係地方公共団体に分配する。

3 解散に伴う事務の承継等

- (1) 岐阜県県民ふれあい会館への入居事務については、現に入居する団体が直接、岐阜県観光文化スポーツ部文化創造課及び指定管理者との間で行う。
- (2) 軽自動車税申告書特別調査事務については、42市町村で新たに組織する（仮

- 称) 岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会により共同処理する。
- (3) 打ち切り決算の審査及び認定は、解散の日における組合長の市町村において行い、当該市町村の長は、その決算を当該認定する議会の議決とともに、他の関係地方公共団体の長に報告しなければならない。
- (4) 他の関係市町村長は、前号の規定による報告があったときは、直ちに決算の要領を公表するものとする。
- (5) 打ち切り決算後の歳計現金は、(仮称) 岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会に譲渡する。
- (6) 組合が保有する職員の人事に関する文書は岐阜県市町村職員退職手当組合が承継し、軽自動車税申告書特別調査事務に関する文書は(仮称) 岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会が承継し、それ以外の文書は岐阜県町村委会が承継する。

4 職員の待遇等

- (1) 解散時に在職する4名の職員は、岐阜県市町村職員退職手当組合の職員として身分を引き継ぐ。
- (2) 組合が岐阜県市町村職員退職手当組合に納付した負担金及び岐阜県市町村職員退職手当組合から支払われた給付金の累計額は、岐阜県市町村職員退職手当組合の加入及び脱退の取扱いに関する条例(平成15年岐阜県市町村職員退職手当組合条例第3号)第12条第2号の規定により岐阜県市町村職員退職手当組合に承継するものとする。
- (3) 令和7年度分の地方公務員公務災害基金の精算ほか第1号の職員にかかる負担金等の精算は、岐阜県市町村職員退職手当組合が行う。

5 疑義等の協議

この同意書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、関係地方公共団体がその都度協議して定めるものとする。

議第91号

岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和8年3月31日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が脱退すること及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

岐阜県市町村職員退職手当組合規約（昭和36年9月30日岐阜県指令第13261号許可）の一部を次のように改正する。

別表中「、岐阜県市町村会館組合」を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議第92号

美濃加茂市と坂祝町の定住自立圏形成協定を変更することについて

美濃加茂市及び坂祝町の間における定住自立圏形成協定を別紙のとおり全部を変更するため、美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年美濃加茂市条例第1号）第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

定住自立圏の形成に関する協定の 全部を変更する協定書

令和8年4月1日

美濃加茂市・坂祝町

定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更する協定書

美濃加茂市（以下「甲」という。）と坂祝町（以下「乙」という。）は、令和3年4月1日付
けで締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおり全部を変更する協
定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総
行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるもの。）を行った甲と、甲が行った
中心市宣言に賛同した乙との間において、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、
必要な都市機能を集約的に整備するとともに、生活機能を確保し、分権型社会にふさ
わしい、安定した社会空間を創り出すことについて、必要な事項を定めることを目的と
する。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次
条に規定する様々な政策分野において、連携し、また相互に役割を分担して、それぞ
れの地域資源を最大限に活用するとともに、その価値を高めていくこととする。

（連携する具体的な事項及び役割分担）

第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の（ア）から（ウ）までに掲げるものとする。
また、その取組の内容と当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれaからcまでに
規定するものとする。

（ア）生活機能の強化に係る政策分野

【医療】

・広域救急医療体制の充実

a 取組の内容

圏域における救急医療体制を確保するため、病院と診療所の役割分担と連
携及び一次救急と二次・三次救急医療体制の連携等、圏域住民が安心して

医療を受けられる体制の維持に努める。

b 甲の役割

- (a) 地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

- (b) 関係機関と協議をしながら、持続可能な休日診療の体制を構築する。

c 乙の役割

- (a) 地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

・子どもの疾病の早期発見体制の整備

a 取組の内容

疾病の早期発見のため、圏域内の児童生徒が同水準の検査を受診することができる環境を構築する。

b 甲の役割

- (a) 検査機関と契約する。学校検尿を実施し、結果を検査機関に提出する。
- (b) 学校検尿判定委員会を開催し、検査結果に対して医師による受診要否の判定を実施する。

c 乙の役割

- (a) 学校検尿を実施し、結果を検査機関に提出する。

・歯科健診受診率と口腔保健への意識を向上

a 取組の内容

歯と口腔への意識を高め、適切なケア・治療、定期的に歯科健診を受診する人を増やすため、受診勧奨及び啓発活動を行い、歯科健診受診率と口腔保健への意識を向上させる。特に、これまでに歯科健診を受けていない人や不定期受診者の歯科保健への関心を高めて健診につなげられるように努める。また、健診体制を可能な限り圏域で統一し、歯科医療機関の対応負担を減らし、市町村事務の効率化を図る。

b 甲の役割

- (a) 歯科健診を実施する。

- (b) 啓発物(チラシやポスター)の作成と配布、イベントや講演会等での啓発

を行う。

(c) 健診実施方法や医療機関委託関係事務書類を可能な限り統一する。

c 乙の役割

(a) 歯科健診を実施する。

(b) 啓発物(チラシやポスター)の作成と配布、イベントや講演会等での啓発を行う。

(c) 健診実施方法や医療機関委託関係事務書類を可能な限り統一する。

・圏域医療を担う医療従事者の確保

a 取組の内容

圏域内の医療機関への就業を促進することで、医療体制の維持を図る。

b 甲の役割

(a) 学生が適切な時期に情報を受け取れるよう、周知を行う。

(b) 修学資金の貸与、返還の管理を行う。

c 乙の役割

(a) 学生が適切な時期に情報を受け取れるよう、周知を行う。

【福祉】

・子育て支援サービスの強化

a 取組の内容

地域ぐるみで子育てを支える環境の質的・量的向上を図るため、圏域の児童を対象に、住民のニーズやライフスタイルに応じた子育て支援サービスを強化する。

b 甲の役割

(a) 子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行う。

(b) 地域主体の子育て支援サービスに関する取組を支援する。

c 乙の役割

(a) 子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行う。

(b) 地域主体の子育て支援サービスに関する取組を支援する。

・幼児療育支援の質の向上

a 取組の内容

多種多様な障がい及び支援を必要とする児の療育ニーズに対応するため、研修会等を実施し、療育者等の質の向上を図る。また、各地域に専門職を派遣することで、地域別の療育ニーズの整備を図る。

b 甲の役割

(a) 療育者等の質の向上を図るための研修を実施する。

(b) 各地域が必要とする専門職の調整・派遣を行う。

c 乙の役割

(a) 療育者等の質の向上を図るための研修を実施する。

・介護保険の要介護認定等に係る審査の充実

a 取組の内容

圏域の医療・保健・福祉の専門家からなる認定審査会を共同で行うことにより、審査判定の公平性・効率性の向上を図る。

b 甲の役割

(a) 介護認定審査会事務局及び障がい者自立支援認定審査会事務局を設置・運営し、認定審査会資料作成・審査会開催・審査結果の通知等を行う。

(b) 各保険者の介護保険担当及び認定調査員に対して、研修会の開催や注意事項の周知を行い、認定調査資料の質の向上を図る。

c 乙の役割

(a) 介護認定審査会及び障がい者自立支援認定審査会の審査件数に応じた費用負担及び、介護認定審査会へ職員派遣を行い、共同で事務を行う。

【教育】

・外国籍児童・生徒に対する教育環境の整備

a 取組の内容

圏域の外国人の子どもの学校生活における適応力及び就学率の向上を図る。

b 甲の役割

(a) 初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもが適切な教育を受けられる環境を整備する。

c 乙の役割

(a) 初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもが適切な教育を受けられる環境を整備する。

・図書館相互利用の促進

a 取組の内容

図書館の広域利用を促進するため、図書館の相互の連携を強化する。

b 甲の役割

(a) 圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進する。

(b) 図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供と、研修・講座の企画や読み聞かせ等、発表場所の提供に努める。

c 乙の役割

(a) 圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進する。

(b) 図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供と、研修・講座の企画や読み聞かせ等、発表場所の提供に努める。

・生涯学習機会の充実

a 取組の内容

生涯にわたる学習機会の提供や学習活動の情報提供を通じた地域における学習環境の整備を促進する。

b 甲の役割

(a) 多くの圏域住民に生涯学習の機会が提供できるよう住民企画講座の開講を計画する。

(b) 受講者アンケートにより満足度を検証し、圏域住民のニーズや現代の課題にあった講座の開講に取り組む。

c 乙の役割

(a) 多くの圏域住民に生涯学習の機会が提供できるよう住民企画講座の開講を計画する。

(b) 受講者アンケートにより満足度を検証し、圏域住民のニーズや現代の課

題にあつた講座の開講に取り組む。

【産業振興】

・農林業の振興

a 取組の内容

有害鳥獣による農作物被害や耕作放棄地の増加、荒廃する森林の増加等、農林業の課題に連携して対応するとともに、資源の有効活用や担い手の育成等、農林業の振興を図る。

b 甲の役割

- (a) 有害鳥獣対策として、耕作放棄地や荒廃した森林の整備の実施及び、耕作放棄地や森林資源の有効活用の実施、若い世代の担い手育成を推進する。
- (b) 農林業に関する情報の収集や最先端技術等を活用し、新たな整備方法や資源活用方法等の研究・開発に取り組むとともに、圏域と情報共有及び調整を図る。

c 乙の役割

- (a) 有害鳥獣対策として、耕作放棄地や荒廃した森林の整備の実施及び、耕作放棄地や森林資源の有効活用の実施、若い世代の担い手育成を推進する。
- (b) 農林業に関する情報の収集や最先端技術等を活用し、新たな整備方法や資源活用方法等の研究・開発に取り組む。

・木曽川や旧中山道を活用した観光の推進

a 取組の内容

木曽川及び旧中山道を軸に圏域の連携を図り、地域固有の歴史や文化を活かした広域観光を推進する。特に、全国有数の清流である木曽川流域において「かわまちづくり」を進め、川を利用した地域の活性化事業を推進する。

b 甲の役割

- (a) 旧中山道を中心として、観光産業にかかわる民間企業や関係団体との連携により、訪れる人々が回遊しやすい観光環境を整備する。
- (b) 木曽川河畔の親水空間を、国や県と連携して、圏域全体の憩いの場とし

て環境を整備する。

c 乙の役割

- (a) 地域の木曽川及び旧中山道を活用した観光資源の開発を進めるとともに、
それらを活用して広域観光推進に関する取組及び支援を行う。

【環境】

・自然環境及び生物多様性保全の推進

a 取組の内容

圏域住民、民間企業、研究機関、関係団体等、多様な主体との連携のもと、
圏域全体で「生物多様性加茂プラン」に基づき、圏域内の生物多様性を保
全する活動を行う。

また、活動を通して、地域の魅力の再発見や文化の継承、地域間交流の活
活性化を図り、圏域の生物多様性の豊かさについて、圏域内外に発信する。圏
域河川の水質保全や自然環境の保護活動についても広域的に実施する。

b 甲の役割

- (a) 圏域住民や関係機関と連携し、生物多様性を保全する活動を行うとともに
に、圏内外に情報発信を行う。

- (b) 圏域を流れる河川の水質保全対策を行うとともに、自然保護活動を推進
する。

- (c) 圏域住民や民間企業等が行う環境に関わる活動を支援する。

c 乙の役割

- (a) 圏域住民や関係機関と連携し、生物多様性を保全する活動を行うとともに
に、圏内外に情報発信を行う。

- (b) 圏域を流れる河川の水質保全対策を行うとともに、自然保護活動を推進
する。

- (c) 圏域住民や民間企業等が行う環境に関わる活動を支援する。

【防災】

・圏域防災体制の充実

a 取組の内容

圏域の防災力の向上を図るため、圏域住民の防災意識の向上、災害に対応

できる職員の技術向上の体制を整備する。また、災害時に情報を入手する手段の一つとして、地域情報発信媒体であるコミュニティFMを日常的に利用できる環境の整備、自治体の情報番組を企画運営する。

b 甲の役割

- (a) 防災体制の充実に向け、中心的な役割を担う。
- (b) コミュニティ FM を活用し、災害時は圏域内の被害状況や避難情報等の情報共有を図るとともに、広域連携による行政情報等の情報発信を推進する。

c 乙の役割

- (a) 圏域の防災体制の充実に取り組む。
- (b) コミュニティ FM を活用し、災害時は圏域内の被害状況や避難情報等の情報共有を図るとともに、広域連携による行政情報等の情報発信を推進する。

【消費生活】

- ・消費生活センター運営

a 取組の内容

消費生活の安全・安心の拠点として「広域消費生活相談室」を設置し、消費者被害の相談業務や、未然防止の啓発活動を連携して行う。

b 甲の役割

- (a) 広域消費生活相談室に相談員を配置し、機能の維持・充実を図るとともに、地域の消費者の相談、情報提供、啓発活動に取り組む。

c 乙の役割

- (a) 地域の消費者への情報提供や啓発活動に取り組む。

(イ) 結びつきやネットワークの強化

【地域公共交通】

- ・圏域公共交通の整備

a 取組の内容

圏域内を便利に移動できる公共交通網を整備する。

b 甲の役割

(a) 圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備において、中心的な役割を担う。

c 乙の役割

(a) 圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備に向けた各種事業に取り組む。

【地域内外の住民との交流・移住促進】

・多文化共生の推進

a 取組の内容

生活に必要な行政情報の翻訳、窓口での通訳体制を整えるとともに、地域でのコミュニケーションを円滑にするために外国人住民には基礎的な日本語習得の機会を提供し、日本人住民には「やさしい日本語」の習得を促す。また、災害時における通訳ボランティアスタッフの養成を通じて、災害時の情報伝達体制を拡充するとともに、地域リーダーの育成につなげ、地域での住民交流の拡充を目指す。

b 甲の役割

(a) 行政情報の翻訳、日本語講座等のスタッフ養成及び場所の提供を行い、多言語対応の基礎的な部分を提供する。

c 乙の役割

(a) 外国人住民の需要を把握し、日本語講座のスタッフ養成や災害時の通訳ボランティア養成に対して協力・支援を行う。

(ウ) 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

【圏域内市町村職員等の交流】

・デジタル環境の整備

a 取組の内容

圏域のデジタルに対する理解及び活用度を底上げする。

b 甲の役割

(a) 様々な分野において、デジタルを活用した業務効率化、住民サービスに

関する協議を行い、導入を検討する。

c 乙の役割

(a) 甲が共有する知識や情報をインプットし、様々な分野において、デジタルを活用した業務効率化、住民サービスに関する協議を行い、導入を検討する。

・定住自立圏構想推進に係る会議の設置

a 取組の内容

定住自立圏構想で取り組む事業の進捗状況や今後の展望について研究・検討を行う会議を設置し、事業の積極的な推進を図る。

b 甲の役割

(a) 事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

c 乙の役割

(a) 事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

(事務執行にあたっての連携、協力及び費用負担)

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。

- 2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに前条に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通知するものとする。

- 2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 美濃加茂市太田町3431番地1

美濃加茂市

美濃加茂市長

乙 加茂郡坂祝町取組46番地18

坂祝町

坂祝町長

議第93号

美濃加茂市と富加町の定住自立圏形成協定を変更することについて

美濃加茂市及び富加町の間における定住自立圏形成協定を別紙のとおり全部を変更するため、美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年美濃加茂市条例第1号）第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

定住自立圏の形成に関する協定の 全部を変更する協定書

令和8年4月1日

美濃加茂市・富加町

定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更する協定書

美濃加茂市（以下「甲」という。）と富加町（以下「乙」という。）は、令和3年4月1日付
けで締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおり全部を変更する協
定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総
行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるもの。）を行った甲と、甲が行った
中心市宣言に賛同した乙との間において、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、
必要な都市機能を集約的に整備するとともに、生活機能を確保し、分権型社会にふさ
わしい、安定した社会空間を創り出すことについて、必要な事項を定めることを目的と
する。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次
条に規定する様々な政策分野において、連携し、また相互に役割を分担して、それぞ
れの地域資源を最大限に活用するとともに、その価値を高めていくこととする。

（連携する具体的な事項及び役割分担）

第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の（ア）から（ウ）までに掲げるものとする。
また、その取組の内容と当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれaからcまでに
規定するものとする。

（ア）生活機能の強化に係る政策分野

【医療】

・広域救急医療体制の充実

a 取組の内容

圏域における救急医療体制を確保するため、病院と診療所の役割分担と連
携及び一次救急と二次・三次救急医療体制の連携等、圏域住民が安心して

医療を受けられる体制の維持に努める。

b 甲の役割

- (a) 地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

- (b) 関係機関と協議をしながら、持続可能な休日診療の体制を構築する。

c 乙の役割

- (a) 地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

・子どもの疾病の早期発見体制の整備

a 取組の内容

疾病の早期発見のため、圏域内の児童生徒が同水準の検査を受診することができる環境を構築する。

b 甲の役割

- (a) 検査機関と契約する。学校検尿を実施し、結果を検査機関に提出する。
- (b) 学校検尿判定委員会を開催し、検査結果に対して医師による受診要否の判定を実施する。

c 乙の役割

- (a) 学校検尿を実施し、結果を検査機関に提出する。

・歯科健診受診率と口腔保健への意識を向上

a 取組の内容

歯と口腔への意識を高め、適切なケア・治療、定期的に歯科健診を受診する人を増やすため、受診勧奨及び啓発活動を行い、歯科健診受診率と口腔保健への意識を向上させる。特に、これまでに歯科健診を受けていない人や不定期受診者の歯科保健への関心を高めて健診につなげられるように努める。また、健診体制を可能な限り圏域で統一し、歯科医療機関の対応負担を減らし、市町村事務の効率化を図る。

b 甲の役割

- (a) 歯科健診を実施する。

- (b) 啓発物(チラシやポスター)の作成と配布、イベントや講演会等での啓発

を行う。

(c) 健診実施方法や医療機関委託関係事務書類を可能な限り統一する。

c 乙の役割

(a) 歯科健診を実施する。

(b) 啓発物(チラシやポスター)の作成と配布、イベントや講演会等での啓発を行う。

(c) 健診実施方法や医療機関委託関係事務書類を可能な限り統一する。

・圏域医療を担う医療従事者の確保

a 取組の内容

圏域内の医療機関への就業を促進することで、医療体制の維持を図る。

b 甲の役割

(a) 学生が適切な時期に情報を受け取れるよう、周知を行う。

(b) 修学資金の貸与、返還の管理を行う。

c 乙の役割

(a) 学生が適切な時期に情報を受け取れるよう、周知を行う。

【福祉】

・子育て支援サービスの強化

a 取組の内容

地域ぐるみで子育てを支える環境の質的・量的向上を図るため、圏域の児童を対象に、住民のニーズやライフスタイルに応じた子育て支援サービスを強化する。

b 甲の役割

(a) 子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行う。

(b) 地域主体の子育て支援サービスに関する取組を支援する。

c 乙の役割

(a) 子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行う。

(b) 地域主体の子育て支援サービスに関する取組を支援する。

・幼児療育支援の質の向上

a 取組の内容

多種多様な障がい及び支援を必要とする児の療育ニーズに対応するため、研修会等を実施し、療育者等の質の向上を図る。また、各地域に専門職を派遣することで、地域別の療育ニーズの整備を図る。

b 甲の役割

(a) 療育者等の質の向上を図るための研修を実施する。

(b) 各地域が必要とする専門職の調整・派遣を行う。

c 乙の役割

(a) 療育者等の質の向上を図るための研修を実施する。

・介護保険の要介護認定等に係る審査の充実

a 取組の内容

圏域の医療・保健・福祉の専門家からなる認定審査会を共同で行うことにより、審査判定の公平性・効率性の向上を図る。

b 甲の役割

(a) 介護認定審査会事務局及び障がい者自立支援認定審査会事務局を設置・運営し、認定審査会資料作成・審査会開催・審査結果の通知等を行う。

(b) 各保険者の介護保険担当及び認定調査員に対して、研修会の開催や注意事項の周知を行い、認定調査資料の質の向上を図る。

c 乙の役割

(a) 介護認定審査会及び障がい者自立支援認定審査会の審査件数に応じた費用負担及び、介護認定審査会へ職員派遣を行い、共同で事務を行う。

【教育】

・外国籍児童・生徒に対する教育環境の整備

a 取組の内容

圏域の外国人の子どもの学校生活における適応力及び就学率の向上を図る。

b 甲の役割

(a) 初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもが適切な教育を受けられる環境を整備する。

c 乙の役割

(a) 初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもが適切な教育を受けられる環境を整備する。

・生涯学習機会の充実

a 取組の内容

生涯にわたる学習機会の提供や学習活動の情報提供を通じた地域における学習環境の整備を促進する。

b 甲の役割

(a) 多くの圏域住民に生涯学習の機会が提供できるよう住民企画講座の開講を計画する。

(b) 受講者アンケートにより満足度を検証し、圏域住民のニーズや現代の課題にあった講座の開講に取り組む。

c 乙の役割

(a) 多くの圏域住民に生涯学習の機会が提供できるよう住民企画講座の開講を計画する。

(b) 受講者アンケートにより満足度を検証し、圏域住民のニーズや現代の課題にあった講座の開講に取り組む。

【産業振興】

・農林業の振興

a 取組の内容

有害鳥獣による農作物被害や耕作放棄地の増加、荒廃する森林の増加等、農林業の課題に連携して対応するとともに、資源の有効活用や担い手の育成等、農林業の振興を図る。

b 甲の役割

(a) 有害鳥獣対策として、耕作放棄地や荒廃した森林の整備の実施及び、耕作放棄地や森林資源の有効活用の実施、若い世代の担い手育成を推進する。

(b) 農林業に関する情報の収集や最先端技術等を活用し、新たな整備方法や資源活用方法等の研究・開発に取り組むとともに、圏域と情報共有及び調整を図る。

c 乙の役割

(a) 有害鳥獣対策として、耕作放棄地や荒廃した森林の整備の実施及び、耕作放棄地や森林資源の有効活用の実施、若い世代の担い手育成を推進する。

(b) 農林業に関する情報の収集や最先端技術等を活用し、新たな整備方法や資源活用方法等の研究・開発に取り組む。

【環境】

・自然環境及び生物多様性保全の推進

a 取組の内容

圏域住民、民間企業、研究機関、関係団体等、多様な主体との連携のもと、圏域全体で「生物多様性加茂プラン」に基づき、圏域内の生物多様性を保全する活動を行う。

また、活動を通して、地域の魅力の再発見や文化の継承、地域間交流の活性化を図り、圏域の生物多様性の豊かさについて、圏域内外に発信する。圏域河川の水質保全や自然環境の保護活動についても広域的に実施する。

b 甲の役割

(a) 圏域住民や関係機関と連携し、生物多様性を保全する活動を行うとともに、圏内外に情報発信を行う。

(b) 圏域を流れる河川の水質保全対策を行うとともに、自然保護活動を推進する。

(c) 圏域住民や民間企業等が行う環境に関わる活動を支援する。

c 乙の役割

(a) 圏域住民や関係機関と連携し、生物多様性を保全する活動を行うとともに、圏内外に情報発信を行う。

(b) 圏域を流れる河川の水質保全対策を行うとともに、自然保護活動を推進する。

(c) 圏域住民や民間企業等が行う環境に関わる活動を支援する。

【防災】

・圏域防災体制の充実

a 取組の内容

圏域の防災力の向上を図るため、圏域住民の防災意識の向上、災害に対応できる職員の技術向上の体制を整備する。また、災害時に情報を入手する手段の一つとして、地域情報発信媒体であるコミュニティFMを日常的に利用できる環境の整備、自治体の情報番組を企画運営する。

b 甲の役割

- (a) 防災体制の充実に向け、中心的な役割を担う。
- (b) コミュニティ FM を活用し、災害時は圏域内の被害状況や避難情報等の情報共有を図るとともに、広域連携による行政情報等の情報発信を推進する。

c 乙の役割

- (a) 圏域の防災体制の充実に取り組む。
- (b) コミュニティ FM を活用し、災害時は圏域内の被害状況や避難情報等の情報共有を図るとともに、広域連携による行政情報等の情報発信を推進する。

【消費生活】

・消費生活センター運営

a 取組の内容

消費生活の安全・安心の拠点として「広域消費生活相談室」を設置し、消費者被害の相談業務や、未然防止の啓発活動を連携して行う。

b 甲の役割

- (a) 広域消費生活相談室に相談員を配置し、機能の維持・充実を図るとともに、地域の消費者の相談、情報提供、啓発活動に取り組む。

c 乙の役割

- (a) 地域の消費者への情報提供や啓発活動に取り組む。

(イ) 結びつきやネットワークの強化

【地域公共交通】

- ・圏域公共交通の整備

- a 取組の内容

- 圏域内を便利に移動できる公共交通網を整備する。

- b 甲の役割

- (a) 圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備において、中心的な役割を担う。

- c 乙の役割

- (a) 圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備に向けた各種事業に取り組む。

【地域内外の住民との交流・移住促進】

- ・多文化共生の推進

- a 取組の内容

- 生活に必要な行政情報の翻訳、窓口での通訳体制を整えるとともに、地域でのコミュニケーションを円滑にするために外国人住民には基礎的な日本語習得の機会を提供し、日本人住民には「やさしい日本語」の習得を促す。また、災害時における通訳ボランティアスタッフの養成を通じて、災害時の情報伝達体制を拡充するとともに、地域リーダーの育成につなげ、地域での住民交流の拡充を目指す。

- b 甲の役割

- (a) 行政情報の翻訳、日本語講座等のスタッフ養成及び場所の提供を行い、多言語対応の基礎的な部分を提供する。

- c 乙の役割

- (a) 外国人住民の需要を把握し、日本語講座のスタッフ養成や災害時の通訳ボランティア養成に対して協力・支援を行う。

(ウ) 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

【圏域内市町村職員等の交流】

- ・デジタル環境の整備

a 取組の内容

圏域のデジタルに対する理解及び活用度を底上げする。

b 甲の役割

(a) 様々な分野において、デジタルを活用した業務効率化、住民サービスに関する協議を行い、導入を検討する。

c 乙の役割

(a) 甲が共有する知識や情報をインプットし、様々な分野において、デジタルを活用した業務効率化、住民サービスに関する協議を行い、導入を検討する。

・定住自立圏構想推進に係る会議の設置

a 取組の内容

定住自立圏構想で取り組む事業の進捗状況や今後の展望について研究・検討を行う会議を設置し、事業の積極的な推進を図る。

b 甲の役割

(a) 事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

c 乙の役割

(a) 事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

(事務執行にあたっての連携、協力及び費用負担)

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。

- 2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに前条に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通知するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 美濃加茂市太田町3431番地1

美濃加茂市

美濃加茂市長

乙 加茂郡富加町滝田1511

富加町

富加町長

議第94号

美濃加茂市と川辺町の定住自立圏形成協定を変更することについて

美濃加茂市及び川辺町の間における定住自立圏形成協定を別紙のとおり全部を変更するため、美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年美濃加茂市条例第1号）第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

定住自立圏の形成に関する協定の 全部を変更する協定書

令和8年4月1日

美濃加茂市・川辺町

定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更する協定書

美濃加茂市（以下「甲」という。）と川辺町（以下「乙」という。）は、令和3年4月1日付
けで締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおり全部を変更する協
定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総
行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるもの。）を行った甲と、甲が行った
中心市宣言に賛同した乙との間において、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、
必要な都市機能を集約的に整備するとともに、生活機能を確保し、分権型社会にふさ
わしい、安定した社会空間を創り出すことについて、必要な事項を定めることを目的と
する。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次
条に規定する様々な政策分野において、連携し、また相互に役割を分担して、それぞ
れの地域資源を最大限に活用するとともに、その価値を高めていくこととする。

（連携する具体的な事項及び役割分担）

第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の（ア）から（ウ）までに掲げるものとする。
また、その取組の内容と当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれaからcまでに
規定するものとする。

（ア）生活機能の強化に係る政策分野

【医療】

・広域救急医療体制の充実

a 取組の内容

圏域における救急医療体制を確保するため、病院と診療所の役割分担と連
携及び一次救急と二次・三次救急医療体制の連携等、圏域住民が安心して

医療を受けられる体制の維持に努める。

b 甲の役割

- (a) 地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

- (b) 関係機関と協議をしながら、持続可能な休日診療の体制を構築する。

c 乙の役割

- (a) 地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

・子どもの疾病の早期発見体制の整備

a 取組の内容

疾病の早期発見のため、圏域内の児童生徒が同水準の検査を受診することができる環境を構築する。

b 甲の役割

- (a) 検査機関と契約する。学校検尿を実施し、結果を検査機関に提出する。
- (b) 学校検尿判定委員会を開催し、検査結果に対して医師による受診要否の判定を実施する。

c 乙の役割

- (a) 学校検尿を実施し、結果を検査機関に提出する。

・歯科健診受診率と口腔保健への意識を向上

a 取組の内容

歯と口腔への意識を高め、適切なケア・治療、定期的に歯科健診を受診する人を増やすため、受診勧奨及び啓発活動を行い、歯科健診受診率と口腔保健への意識を向上させる。特に、これまでに歯科健診を受けていない人や不定期受診者の歯科保健への関心を高めて健診につなげられるように努める。また、健診体制を可能な限り圏域で統一し、歯科医療機関の対応負担を減らし、市町村事務の効率化を図る。

b 甲の役割

- (a) 歯科健診を実施する。

- (b) 啓発物(チラシやポスター)の作成と配布、イベントや講演会等での啓発

を行う。

(c) 健診実施方法や医療機関委託関係事務書類を可能な限り統一する。

c 乙の役割

(a) 歯科健診を実施する。

(b) 啓発物(チラシやポスター)の作成と配布、イベントや講演会等での啓発を行う。

(c) 健診実施方法や医療機関委託関係事務書類を可能な限り統一する。

・圏域医療を担う医療従事者の確保

a 取組の内容

圏域内の医療機関への就業を促進することで、医療体制の維持を図る。

b 甲の役割

(a) 学生が適切な時期に情報を受け取れるよう、周知を行う。

(b) 修学資金の貸与、返還の管理を行う。

c 乙の役割

(a) 学生が適切な時期に情報を受け取れるよう、周知を行う。

【福祉】

・子育て支援サービスの強化

a 取組の内容

地域ぐるみで子育てを支える環境の質的・量的向上を図るため、圏域の児童を対象に、住民のニーズやライフスタイルに応じた子育て支援サービスを強化する。

b 甲の役割

(a) 子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行う。

(b) 地域主体の子育て支援サービスに関する取組を支援する。

c 乙の役割

(a) 子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行う。

(b) 地域主体の子育て支援サービスに関する取組を支援する。

・幼児療育支援の質の向上

a 取組の内容

多種多様な障がい及び支援を必要とする児の療育ニーズに対応するため、研修会等を実施し、療育者等の質の向上を図る。また、各地域に専門職を派遣することで、地域別の療育ニーズの整備を図る。

b 甲の役割

(a) 療育者等の質の向上を図るための研修を実施する。

(b) 各地域が必要とする専門職の調整・派遣を行う。

c 乙の役割

(a) 療育者等の質の向上を図るための研修を実施する。

・介護保険の要介護認定等に係る審査の充実

a 取組の内容

圏域の医療・保健・福祉の専門家からなる認定審査会を共同で行うことにより、審査判定の公平性・効率性の向上を図る。

b 甲の役割

(a) 介護認定審査会事務局及び障がい者自立支援認定審査会事務局を設置・運営し、認定審査会資料作成・審査会開催・審査結果の通知等を行う。

(b) 各保険者の介護保険担当及び認定調査員に対して、研修会の開催や注意事項の周知を行い、認定調査資料の質の向上を図る。

c 乙の役割

(a) 介護認定審査会及び障がい者自立支援認定審査会の審査件数に応じた費用負担及び、介護認定審査会へ職員派遣を行い、共同で事務を行う。

【教育】

・外国籍児童・生徒に対する教育環境の整備

a 取組の内容

圏域の外国人の子どもの学校生活における適応力及び就学率の向上を図る。

b 甲の役割

(a) 初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもが適切な教育を受けられる環境を整備する。

c 乙の役割

(a) 初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもが適切な教育を受けられる環境を整備する。

・生涯学習機会の充実

a 取組の内容

生涯にわたる学習機会の提供や学習活動の情報提供を通じた地域における学習環境の整備を促進する。

b 甲の役割

(a) 多くの圏域住民に生涯学習の機会が提供できるよう住民企画講座の開講を計画する。

(b) 受講者アンケートにより満足度を検証し、圏域住民のニーズや現代の課題にあった講座の開講に取り組む。

c 乙の役割

(a) 多くの圏域住民に生涯学習の機会が提供できるよう住民企画講座の開講を計画する。

(b) 受講者アンケートにより満足度を検証し、圏域住民のニーズや現代の課題にあった講座の開講に取り組む。

【産業振興】

・農林業の振興

a 取組の内容

有害鳥獣による農作物被害や耕作放棄地の増加、荒廃する森林の増加等、農林業の課題に連携して対応するとともに、資源の有効活用や担い手の育成等、農林業の振興を図る。

b 甲の役割

(a) 有害鳥獣対策として、耕作放棄地や荒廃した森林の整備の実施及び、耕作放棄地や森林資源の有効活用の実施、若い世代の担い手育成を推進する。

(b) 農林業に関する情報の収集や最先端技術等を活用し、新たな整備方法や資源活用方法等の研究・開発に取り組むとともに、圏域と情報共有及び調整を図る。

c 乙の役割

(a) 有害鳥獣対策として、耕作放棄地や荒廃した森林の整備の実施及び、耕作放棄地や森林資源の有効活用の実施、若い世代の担い手育成を推進する。

(b) 農林業に関する情報の収集や最先端技術等を活用し、新たな整備方法や資源活用方法等の研究・開発に取り組む。

【環境】

・自然環境及び生物多様性保全の推進

a 取組の内容

圏域住民、民間企業、研究機関、関係団体等、多様な主体との連携のもと、圏域全体で「生物多様性加茂プラン」に基づき、圏域内の生物多様性を保全する活動を行う。

また、活動を通して、地域の魅力の再発見や文化の継承、地域間交流の活性化を図り、圏域の生物多様性の豊かさについて、圏域内外に発信する。圏域河川の水質保全や自然環境の保護活動についても広域的に実施する。

b 甲の役割

(a) 圏域住民や関係機関と連携し、生物多様性を保全する活動を行うとともに、圏内外に情報発信を行う。

(b) 圏域を流れる河川の水質保全対策を行うとともに、自然保護活動を推進する。

(c) 圏域住民や民間企業等が行う環境に関わる活動を支援する。

c 乙の役割

(a) 圏域住民や関係機関と連携し、生物多様性を保全する活動を行うとともに、圏内外に情報発信を行う。

(b) 圏域を流れる河川の水質保全対策を行うとともに、自然保護活動を推進する。

(c) 圏域住民や民間企業等が行う環境に関わる活動を支援する。

【防災】

・圏域防災体制の充実

a 取組の内容

圏域の防災力の向上を図るため、圏域住民の防災意識の向上、災害に対応できる職員の技術向上の体制を整備する。また、災害時に情報を入手する手段の一つとして、地域情報発信媒体であるコミュニティFMを日常的に利用できる環境の整備、自治体の情報番組を企画運営する。

b 甲の役割

- (a) 防災体制の充実に向け、中心的な役割を担う。
- (b) コミュニティ FM を活用し、災害時は圏域内の被害状況や避難情報等の情報共有を図るとともに、広域連携による行政情報等の情報発信を推進する。

c 乙の役割

- (a) 圏域の防災体制の充実に取り組む。
- (b) コミュニティ FM を活用し、災害時は圏域内の被害状況や避難情報等の情報共有を図るとともに、広域連携による行政情報等の情報発信を推進する。

【消費生活】

・消費生活センター運営

a 取組の内容

消費生活の安全・安心の拠点として「広域消費生活相談室」を設置し、消費者被害の相談業務や、未然防止の啓発活動を連携して行う。

b 甲の役割

- (a) 広域消費生活相談室に相談員を配置し、機能の維持・充実を図るとともに、地域の消費者の相談、情報提供、啓発活動に取り組む。

c 乙の役割

- (a) 地域の消費者への情報提供や啓発活動に取り組む。

(イ) 結びつきやネットワークの強化

【地域公共交通】

・圏域公共交通の整備

a 取組の内容

圏域内を便利に移動できる公共交通網を整備する。

b 甲の役割

(a) 圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備において、中心的な役割を担う。

c 乙の役割

(a) 圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備に向けた各種事業に取り組む。

【デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備】

・広報連携による情報提供

a 取組の内容

圏域内の情報を共有し、相互に発信するほか、行政区の枠組みを越えた広域連携による情報発信を行う。

b 甲の役割

(a) 中心的な役割を担い、圏域内の情報を共有・発信する。

(b) 制作した映像を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。

c 乙の役割

(a) 圏域内の情報を共有・発信する。

(b) 制作した映像を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。

【地域内外の住民との交流・移住促進】

・多文化共生の推進

a 取組の内容

生活に必要な行政情報の翻訳、窓口での通訳体制を整えるとともに、地域でのコミュニケーションを円滑にするために外国人住民には基礎的な日本語習得の機会を提供し、日本人住民には「やさしい日本語」の習得を促す。また、

災害時における通訳ボランティアスタッフの養成を通じて、災害時の情報伝達体制を拡充するとともに、地域リーダーの育成につなげ、地域での住民交流の拡充を目指す。

b 甲の役割

- (a) 行政情報の翻訳、日本語講座等のスタッフ養成及び場所の提供を行い、多言語対応の基礎的な部分を提供する。

c 乙の役割

- (a) 外国人住民の需要を把握し、日本語講座のスタッフ養成や災害時の通訳ボランティア養成に対して協力・支援を行う。

・里山人材の育成

a 取組の内容

里山文化の住民理解の促進及び里山地域の関係人口創出を図る。

b 甲の役割

- (a) 地域の里山資源を生かした人材育成に関する取組を行う。

c 乙の役割

- (a) 地域の里山資源を生かした人材育成に関する取組を行う。

(ウ) 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

【圏域内市町村職員等の交流】

・デジタル環境の整備

a 取組の内容

圏域のデジタルに対する理解及び活用度を底上げする。

b 甲の役割

- (a) 様々な分野において、デジタルを活用した業務効率化、住民サービスに関する協議を行い、導入を検討する。

c 乙の役割

- (a) 甲が共有する知識や情報をインプットし、様々な分野において、デジタルを活用した業務効率化、住民サービスに関する協議を行い、導入を検討する。

・定住自立圏構想推進に係る会議の設置

a 取組の内容

定住自立圏構想で取り組む事業の進捗状況や今後の展望について研究・検討を行う会議を設置し、事業の積極的な推進を図る。

b 甲の役割

(a) 事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

c 乙の役割

(a) 事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

(事務執行にあたっての連携、協力及び費用負担)

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。

2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに前条に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通知するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 美濃加茂市太田町3431番地1

美濃加茂市

美濃加茂市長

乙 加茂郡川辺町中川辺1518番地4

川辺町

川辺町長

議第 95 号

美濃加茂市と七宗町の定住自立圏形成協定を変更することについて

美濃加茂市及び七宗町の間における定住自立圏形成協定を別紙のとおり全部を変更するため、美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例（平成 21 年美濃加茂市条例第 1 号）第 2 条第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 27 日提出

美濃加茂市長 藤井 浩人

定住自立圏の形成に関する協定の 全部を変更する協定書

令和8年4月1日

美濃加茂市・七宗町

定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更する協定書

美濃加茂市（以下「甲」という。）と七宗町（以下「乙」という。）は、令和3年4月1日付
けで締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおり全部を変更する協
定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総
行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるもの。）を行った甲と、甲が行った
中心市宣言に賛同した乙との間において、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、
必要な都市機能を集約的に整備するとともに、生活機能を確保し、分権型社会にふさ
わしい、安定した社会空間を創り出すことについて、必要な事項を定めることを目的と
する。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次
条に規定する様々な政策分野において、連携し、また相互に役割を分担して、それぞ
れの地域資源を最大限に活用するとともに、その価値を高めていくこととする。

（連携する具体的な事項及び役割分担）

第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の（ア）から（ウ）までに掲げるものとする。
また、その取組の内容と当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれaからcまでに
規定するものとする。

（ア）生活機能の強化に係る政策分野

【医療】

・広域救急医療体制の充実

a 取組の内容

圏域における救急医療体制を確保するため、病院と診療所の役割分担と連
携及び一次救急と二次・三次救急医療体制の連携等、圏域住民が安心して

医療を受けられる体制の維持に努める。

b 甲の役割

- (a) 地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

- (b) 関係機関と協議をしながら、持続可能な休日診療の体制を構築する。

c 乙の役割

- (a) 地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

・子どもの疾病の早期発見体制の整備

a 取組の内容

疾病の早期発見のため、圏域内の児童生徒が同水準の検査を受診することができる環境を構築する。

b 甲の役割

- (a) 検査機関と契約する。学校検尿を実施し、結果を検査機関に提出する。
- (b) 学校検尿判定委員会を開催し、検査結果に対して医師による受診要否の判定を実施する。

c 乙の役割

- (a) 学校検尿を実施し、結果を検査機関に提出する。

・歯科健診受診率と口腔保健への意識を向上

a 取組の内容

歯と口腔への意識を高め、適切なケア・治療、定期的に歯科健診を受診する人を増やすため、受診勧奨及び啓発活動を行い、歯科健診受診率と口腔保健への意識を向上させる。特に、これまでに歯科健診を受けていない人や不定期受診者の歯科保健への関心を高めて健診につなげられるように努める。また、健診体制を可能な限り圏域で統一し、歯科医療機関の対応負担を減らし、市町村事務の効率化を図る。

b 甲の役割

- (a) 歯科健診を実施する。

- (b) 啓発物(チラシやポスター)の作成と配布、イベントや講演会等での啓発

を行う。

(c) 健診実施方法や医療機関委託関係事務書類を可能な限り統一する。

c 乙の役割

(a) 歯科健診を実施する。

(b) 啓発物(チラシやポスター)の作成と配布、イベントや講演会等での啓発を行う。

(c) 健診実施方法や医療機関委託関係事務書類を可能な限り統一する。

・圏域医療を担う医療従事者の確保

a 取組の内容

圏域内の医療機関への就業を促進することで、医療体制の維持を図る。

b 甲の役割

(a) 学生が適切な時期に情報を受け取れるよう、周知を行う。

(b) 修学資金の貸与、返還の管理を行う。

c 乙の役割

(a) 学生が適切な時期に情報を受け取れるよう、周知を行う。

【福祉】

・子育て支援サービスの強化

a 取組の内容

地域ぐるみで子育てを支える環境の質的・量的向上を図るため、圏域の児童を対象に、住民のニーズやライフスタイルに応じた子育て支援サービスを強化する。

b 甲の役割

(a) 子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行う。

(b) 地域主体の子育て支援サービスに関する取組を支援する。

c 乙の役割

(a) 子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行う。

(b) 地域主体の子育て支援サービスに関する取組を支援する。

・幼児療育支援の質の向上

a 取組の内容

多種多様な障がい及び支援を必要とする児の療育ニーズに対応するため、研修会等を実施し、療育者等の質の向上を図る。また、各地域に専門職を派遣することで、地域別の療育ニーズの整備を図る。

b 甲の役割

(a) 療育者等の質の向上を図るための研修を実施する。

(b) 各地域が必要とする専門職の調整・派遣を行う。

c 乙の役割

(a) 療育者等の質の向上を図るための研修を実施する。

・介護保険の要介護認定等に係る審査の充実

a 取組の内容

圏域の医療・保健・福祉の専門家からなる認定審査会を共同で行うことにより、審査判定の公平性・効率性の向上を図る。

b 甲の役割

(a) 介護認定審査会事務局及び障がい者自立支援認定審査会事務局を設置・運営し、認定審査会資料作成・審査会開催・審査結果の通知等を行う。

(b) 各保険者の介護保険担当及び認定調査員に対して、研修会の開催や注意事項の周知を行い、認定調査資料の質の向上を図る。

c 乙の役割

(a) 介護認定審査会及び障がい者自立支援認定審査会の審査件数に応じた費用負担及び、介護認定審査会へ職員派遣を行い、共同で事務を行う。

【教育】

・外国籍児童・生徒に対する教育環境の整備

a 取組の内容

圏域の外国人の子どもの学校生活における適応力及び就学率の向上を図る。

b 甲の役割

(a) 初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもが適切な教育を受けられる環境を整備する。

c 乙の役割

(a) 初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもが適切な教育を受けられる環境を整備する。

・生涯学習機会の充実

a 取組の内容

生涯にわたる学習機会の提供や学習活動の情報提供を通じた地域における学習環境の整備を促進する。

b 甲の役割

(a) 多くの圏域住民に生涯学習の機会が提供できるよう住民企画講座の開講を計画する。

(b) 受講者アンケートにより満足度を検証し、圏域住民のニーズや現代の課題にあった講座の開講に取り組む。

c 乙の役割

(a) 多くの圏域住民に生涯学習の機会が提供できるよう住民企画講座の開講を計画する。

(b) 受講者アンケートにより満足度を検証し、圏域住民のニーズや現代の課題にあった講座の開講に取り組む。

【産業振興】

・農林業の振興

a 取組の内容

有害鳥獣による農作物被害や耕作放棄地の増加、荒廃する森林の増加等、農林業の課題に連携して対応するとともに、資源の有効活用や担い手の育成等、農林業の振興を図る。

b 甲の役割

(a) 有害鳥獣対策として、耕作放棄地や荒廃した森林の整備の実施及び、耕作放棄地や森林資源の有効活用の実施、若い世代の担い手育成を推進する。

(b) 農林業に関する情報の収集や最先端技術等を活用し、新たな整備方法や資源活用方法等の研究・開発に取り組むとともに、圏域と情報共有及び調整を図る。

c 乙の役割

(a) 有害鳥獣対策として、耕作放棄地や荒廃した森林の整備の実施及び、耕作放棄地や森林資源の有効活用の実施、若い世代の担い手育成を推進する。

(b) 農林業に関する情報の収集や最先端技術等を活用し、新たな整備方法や資源活用方法等の研究・開発に取り組む。

【環境】

・自然環境及び生物多様性保全の推進

a 取組の内容

圏域住民、民間企業、研究機関、関係団体等、多様な主体との連携のもと、圏域全体で「生物多様性加茂プラン」に基づき、圏域内の生物多様性を保全する活動を行う。

また、活動を通して、地域の魅力の再発見や文化の継承、地域間交流の活性化を図り、圏域の生物多様性の豊かさについて、圏域内外に発信する。圏域河川の水質保全や自然環境の保護活動についても広域的に実施する。

b 甲の役割

(a) 圏域住民や関係機関と連携し、生物多様性を保全する活動を行うとともに、圏内外に情報発信を行う。

(b) 圏域を流れる河川の水質保全対策を行うとともに、自然保護活動を推進する。

(c) 圏域住民や民間企業等が行う環境に関わる活動を支援する。

c 乙の役割

(a) 圏域住民や関係機関と連携し、生物多様性を保全する活動を行うとともに、圏内外に情報発信を行う。

(b) 圏域を流れる河川の水質保全対策を行うとともに、自然保護活動を推進する。

(c) 圏域住民や民間企業等が行う環境に関わる活動を支援する。

【防災】

- ・**圏域防災体制の充実**

- a 取組の内容

圏域の防災力の向上を図るため、圏域住民の防災意識の向上、災害に対応できる職員の技術向上の体制を整備する。また、災害時に情報を入手する手段の一つとして、地域情報発信媒体であるコミュニティFMを日常的に利用できる環境の整備、自治体の情報番組を企画運営する。

- b 甲の役割

- (a) 防災体制の充実に向け、中心的な役割を担う。
 - (b) コミュニティ FM を活用し、災害時は圏域内の被害状況や避難情報等の情報共有を図るとともに、広域連携による行政情報等の情報発信を推進する。

- c 乙の役割

- (a) 圏域の防災体制の充実に取り組む。
 - (b) コミュニティ FM を活用し、災害時は圏域内の被害状況や避難情報等の情報共有を図るとともに、広域連携による行政情報等の情報発信を推進する。

(イ) 結びつきやネットワークの強化

【地域公共交通】

- ・**圏域公共交通の整備**

- a 取組の内容

圏域内を便利に移動できる公共交通網を整備する。

- b 甲の役割

- (a) 圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備において、中心的な役割を担う。

- c 乙の役割

- (a) 圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備に向けた各種事業に取り組む。

(ウ) 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

【圏域内市町村職員等の交流】

・デジタル環境の整備

a 取組の内容

圏域のデジタルに対する理解及び活用度を底上げする。

b 甲の役割

(a) 様々な分野において、デジタルを活用した業務効率化、住民サービスに関する協議を行い、導入を検討する。

c 乙の役割

(a) 甲が共有する知識や情報をインプットし、様々な分野において、デジタルを活用した業務効率化、住民サービスに関する協議を行い、導入を検討する。

・定住自立圏構想推進に係る会議の設置

a 取組の内容

定住自立圏構想で取り組む事業の進捗状況や今後の展望について研究・検討を行う会議を設置し、事業の積極的な推進を図る。

b 甲の役割

(a) 事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

c 乙の役割

(a) 事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

(事務執行にあたっての連携、協力及び費用負担)

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。

- 2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに前条に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通知するものとする。

- 2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 美濃加茂市太田町3431番地1

美濃加茂市

美濃加茂市長

乙 加茂郡七宗町上麻生2442番地3

七宗町

七宗町長

議第 96 号

美濃加茂市と八百津町の定住自立圏形成協定を変更することについて

美濃加茂市及び八百津町の間における定住自立圏形成協定を別紙のとおり全部を変更するため、美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年美濃加茂市条例第1号）第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

定住自立圏の形成に関する協定の 全部を変更する協定書

令和 8 年 4 月 1 日

美濃加茂市・八百津町

定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更する協定書

美濃加茂市(以下「甲」という。)と八百津町(以下「乙」という。)は、令和3年4月1日付けで締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおり全部を変更する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)第4の規定によるもの。)を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、必要な都市機能を集約的に整備するとともに、生活機能を確保し、分権型社会にふさわしい、安定した社会空間を創り出すことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に規定する様々な政策分野において、連携し、また相互に役割を分担して、それぞれの地域資源を最大限に活用するとともに、その価値を高めていくこととする。

(連携する具体的な事項及び役割分担)

第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるものとする。また、その取組の内容と当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれaからcまでに規定するものとする。

(ア) 生活機能の強化に係る政策分野

【医療】

・広域救急医療体制の充実

a 取組の内容

圏域における救急医療体制を確保するため、病院と診療所の役割分担と連携及び一次救急と二次・三次救急医療体制の連携等、圏域住民が安心して

医療を受けられる体制の維持に努める。

b 甲の役割

- (a) 地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

- (b) 関係機関と協議をしながら、持続可能な休日診療の体制を構築する。

c 乙の役割

- (a) 地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

・子どもの疾病の早期発見体制の整備

a 取組の内容

疾病の早期発見のため、圏域内の児童生徒が同水準の検査を受診することができる環境を構築する。

b 甲の役割

- (a) 検査機関と契約する。学校検尿を実施し、結果を検査機関に提出する。
- (b) 学校検尿判定委員会を開催し、検査結果に対して医師による受診要否の判定を実施する。

c 乙の役割

- (a) 学校検尿を実施し、結果を検査機関に提出する。

・歯科健診受診率と口腔保健への意識を向上

a 取組の内容

歯と口腔への意識を高め、適切なケア・治療、定期的に歯科健診を受診する人を増やすため、受診勧奨及び啓発活動を行い、歯科健診受診率と口腔保健への意識を向上させる。特に、これまでに歯科健診を受けていない人や不定期受診者の歯科保健への関心を高めて健診につなげられるように努める。また、健診体制を可能な限り圏域で統一し、歯科医療機関の対応負担を減らし、市町村事務の効率化を図る。

b 甲の役割

- (a) 歯科健診を実施する。

- (b) 啓発物(チラシやポスター)の作成と配布、イベントや講演会等での啓発

を行う。

(c) 健診実施方法や医療機関委託関係事務書類を可能な限り統一する。

c 乙の役割

(a) 歯科健診を実施する。

(b) 啓発物(チラシやポスター)の作成と配布、イベントや講演会等での啓発を行う。

(c) 健診実施方法や医療機関委託関係事務書類を可能な限り統一する。

・圏域医療を担う医療従事者の確保

a 取組の内容

圏域内の医療機関への就業を促進することで、医療体制の維持を図る。

b 甲の役割

(a) 学生が適切な時期に情報を受け取れるよう、周知を行う。

(b) 修学資金の貸与、返還の管理を行う。

c 乙の役割

(a) 学生が適切な時期に情報を受け取れるよう、周知を行う。

【福祉】

・幼児療育支援の質の向上

a 取組の内容

多種多様な障がい及び支援を必要とする児の療育ニーズに対応するため、研修会等を実施し、療育者等の質の向上を図る。また、各地域に専門職を派遣することで、地域別の療育ニーズの整備を図る。

b 甲の役割

(a) 療育者等の質の向上を図るための研修を実施する。

(b) 各地域が必要とする専門職の調整・派遣を行う。

c 乙の役割

(a) 療育者等の質の向上を図るための研修を実施する。

・介護保険の要介護認定等に係る審査の充実

a 取組の内容

圏域の医療・保健・福祉の専門家からなる認定審査会を共同で行うことにより、審査判定の公平性・効率性の向上を図る。

b 甲の役割

- (a) 介護認定審査会事務局及び障がい者自立支援認定審査会事務局を設置・運営し、認定審査会資料作成・審査会開催・審査結果の通知等を行う。
- (b) 各保険者の介護保険担当及び認定調査員に対して、研修会の開催や注意事項の周知を行い、認定調査資料の質の向上を図る。

c 乙の役割

- (a) 介護認定審査会及び障がい者自立支援認定審査会の審査件数に応じた費用負担及び、介護認定審査会へ職員派遣を行い、共同で事務を行う。

【教育】

- ・生涯学習機会の充実

a 取組の内容

生涯にわたる学習機会の提供や学習活動の情報提供を通じた地域における学習環境の整備を促進する。

b 甲の役割

- (a) 多くの圏域住民に生涯学習の機会が提供できるよう住民企画講座の開講を計画する。
- (b) 受講者アンケートにより満足度を検証し、圏域住民のニーズや現代の課題にあった講座の開講に取り組む。

c 乙の役割

- (a) 多くの圏域住民に生涯学習の機会が提供できるよう住民企画講座の開講を計画する。
- (b) 受講者アンケートにより満足度を検証し、圏域住民のニーズや現代の課題にあった講座の開講に取り組む。

【環境】

- ・自然環境及び生物多様性保全の推進

a 取組の内容

圏域住民、民間企業、研究機関、関係団体等、多様な主体との連携のもと、圏域全体で「生物多様性加茂プラン」に基づき、圏域内の生物多様性を保全する活動を行う。

また、活動を通して、地域の魅力の再発見や文化の継承、地域間交流の活性化を図り、圏域の生物多様性の豊かさについて、圏域内外に発信する。圏域河川の水質保全や自然環境の保護活動についても広域的に実施する。

b 甲の役割

(a) 圏域住民や関係機関と連携し、生物多様性を保全する活動を行うとともに、圏内外に情報発信を行う。

(b) 圏域を流れる河川の水質保全対策を行うとともに、自然保護活動を推進する。

(c) 圏域住民や民間企業等が行う環境に関わる活動を支援する。

c 乙の役割

(a) 圏域住民や関係機関と連携し、生物多様性を保全する活動を行うとともに、圏内外に情報発信を行う。

(b) 圏域を流れる河川の水質保全対策を行うとともに、自然保護活動を推進する。

(c) 圏域住民や民間企業等が行う環境に関わる活動を支援する。

【防災】

・圏域防災体制の充実

a 取組の内容

圏域の防災力の向上を図るため、圏域住民の防災意識の向上、災害に対応できる職員の技術向上の体制を整備する。また、災害時に情報を入手する手段の一つとして、地域情報発信媒体であるコミュニティFMを日常的に利用できる環境の整備、自治体の情報番組を企画運営する。

b 甲の役割

(a) 防災体制の充実に向け、中心的な役割を担う。

(b) コミュニティ FM を活用し、災害時は圏域内の被害状況や避難情報等の情報共有を図るとともに、広域連携による行政情報等の情報発信を推進

する。

c 乙の役割

(a) 圏域の防災体制の充実に取り組む。

(b) コミュニティ FM を活用し、災害時は圏域内の被害状況や避難情報等の情報共有を図るとともに、広域連携による行政情報等の情報発信を推進する。

(イ) 結びつきやネットワークの強化

【地域公共交通】

・圏域公共交通の整備

a 取組の内容

圏域内を便利に移動できる公共交通網を整備する。

b 甲の役割

(a) 圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備において、中心的な役割を担う。

c 乙の役割

(a) 圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備に向けた各種事業に取り組む。

【デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備】

・広報連携による情報提供

a 取組の内容

圏域内の情報を共有し、相互に発信するほか、行政区の枠組みを越えた広域連携による情報発信を行う。

b 甲の役割

(a) 中心的な役割を担い、圏域内の情報を共有・発信する。

(b) 制作した映像を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。

c 乙の役割

(a) 圏域内の情報を共有・発信する。

(b) 制作した映像を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。

(ウ) 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

【圏域内市町村職員等の交流】

・デジタル環境の整備

a 取組の内容

圏域のデジタルに対する理解及び活用度を底上げする。

b 甲の役割

(a) 様々な分野において、デジタルを活用した業務効率化、住民サービスに関する協議を行い、導入を検討する。

c 乙の役割

(a) 甲が共有する知識や情報をインプットし、様々な分野において、デジタルを活用した業務効率化、住民サービスに関する協議を行い、導入を検討する。

・定住自立圏構想推進に係る会議の設置

a 取組の内容

定住自立圏構想で取り組む事業の進捗状況や今後の展望について研究・検討を行う会議を設置し、事業の積極的な推進を図る。

b 甲の役割

(a) 事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

c 乙の役割

(a) 事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

(事務執行にあたっての連携、協力及び費用負担)

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。

2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに前条に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通知するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 美濃加茂市太田町3431番地1

美濃加茂市

美濃加茂市長

乙 加茂郡八百津町八百津3903番地2

八百津町

八百津町長

議第97号

美濃加茂市と白川町の定住自立圏形成協定を変更することについて

美濃加茂市及び白川町の間における定住自立圏形成協定を別紙のとおり全部を変更するため、美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年美濃加茂市条例第1号）第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

定住自立圏の形成に関する協定の 全部を変更する協定書

令和 8 年 4 月 1 日

美濃加茂市・白川町

定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更する協定書

美濃加茂市(以下「甲」という。)と白川町(以下「乙」という。)は、令和3年4月1日付
けで締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおり全部を変更する協
定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総
行応第39号総務事務次官通知)第4の規定によるもの。)を行った甲と、甲が行った
中心市宣言に賛同した乙との間において、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、
必要な都市機能を集約的に整備するとともに、生活機能を確保し、分権型社会にふさ
わしい、安定した社会空間を創り出すことについて、必要な事項を定めることを目的と
する。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次
条に規定する様々な政策分野において、連携し、また相互に役割を分担して、それぞ
れの地域資源を最大限に活用するとともに、その価値を高めていくこととする。

(連携する具体的な事項及び役割分担)

第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるものとする。
また、その取組の内容と当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれaからcまでに
規定するものとする。

(ア) 生活機能の強化に係る政策分野

【医療】

・広域救急医療体制の充実

a 取組の内容

圏域における救急医療体制を確保するため、病院と診療所の役割分担と連
携及び一次救急と二次・三次救急医療体制の連携等、圏域住民が安心して

医療を受けられる体制の維持に努める。

b 甲の役割

- (a) 地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

- (b) 関係機関と協議をしながら、持続可能な休日診療の体制を構築する。

c 乙の役割

- (a) 地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

・子どもの疾病の早期発見体制の整備

a 取組の内容

疾病の早期発見のため、圏域内の児童生徒が同水準の検査を受診することができる環境を構築する。

b 甲の役割

- (a) 検査機関と契約する。学校検尿を実施し、結果を検査機関に提出する。
- (b) 学校検尿判定委員会を開催し、検査結果に対して医師による受診要否の判定を実施する。

c 乙の役割

- (a) 学校検尿を実施し、結果を検査機関に提出する。

・歯科健診受診率と口腔保健への意識を向上

a 取組の内容

歯と口腔への意識を高め、適切なケア・治療、定期的に歯科健診を受診する人を増やすため、受診勧奨及び啓発活動を行い、歯科健診受診率と口腔保健への意識を向上させる。特に、これまでに歯科健診を受けていない人や不定期受診者の歯科保健への関心を高めて健診につなげられるように努める。また、健診体制を可能な限り圏域で統一し、歯科医療機関の対応負担を減らし、市町村事務の効率化を図る。

b 甲の役割

- (a) 歯科健診を実施する。

- (b) 啓発物(チラシやポスター)の作成と配布、イベントや講演会等での啓発

を行う。

(c) 健診実施方法や医療機関委託関係事務書類を可能な限り統一する。

c 乙の役割

(a) 歯科健診を実施する。

(b) 啓発物(チラシやポスター)の作成と配布、イベントや講演会等での啓発を行う。

(c) 健診実施方法や医療機関委託関係事務書類を可能な限り統一する。

・圏域医療を担う医療従事者の確保

a 取組の内容

圏域内の医療機関への就業を促進することで、医療体制の維持を図る。

b 甲の役割

(a) 学生が適切な時期に情報を受け取れるよう、周知を行う。

(b) 修学資金の貸与、返還の管理を行う。

c 乙の役割

(a) 学生が適切な時期に情報を受け取れるよう、周知を行う。

【福祉】

・幼児療育支援の質の向上

a 取組の内容

多種多様な障がい及び支援を必要とする児の療育ニーズに対応するため、研修会等を実施し、療育者等の質の向上を図る。また、各地域に専門職を派遣することで、地域別の療育ニーズの整備を図る。

b 甲の役割

(a) 療育者等の質の向上を図るための研修を実施する。

(b) 各地域が必要とする専門職の調整・派遣を行う。

c 乙の役割

(a) 療育者等の質の向上を図るための研修を実施する。

・介護保険の要介護認定等に係る審査の充実

a 取組の内容

圏域の医療・保健・福祉の専門家からなる認定審査会を共同で行うことにより、審査判定の公平性・効率性の向上を図る。

b 甲の役割

- (a) 介護認定審査会事務局及び障がい者自立支援認定審査会事務局を設置・運営し、認定審査会資料作成・審査会開催・審査結果の通知等を行う。
- (b) 各保険者の介護保険担当及び認定調査員に対して、研修会の開催や注意事項の周知を行い、認定調査資料の質の向上を図る。

c 乙の役割

- (a) 介護認定審査会及び障がい者自立支援認定審査会の審査件数に応じた費用負担及び、介護認定審査会へ職員派遣を行い、共同で事務を行う。

【教育】

- ・生涯学習機会の充実

a 取組の内容

生涯にわたる学習機会の提供や学習活動の情報提供を通じた地域における学習環境の整備を促進する。

b 甲の役割

- (a) 多くの圏域住民に生涯学習の機会が提供できるよう住民企画講座の開講を計画する。
- (b) 受講者アンケートにより満足度を検証し、圏域住民のニーズや現代の課題にあった講座の開講に取り組む。

c 乙の役割

- (a) 多くの圏域住民に生涯学習の機会が提供できるよう住民企画講座の開講を計画する。
- (b) 受講者アンケートにより満足度を検証し、圏域住民のニーズや現代の課題にあった講座の開講に取り組む。

【環境】

- ・自然環境及び生物多様性保全の推進

a 取組の内容

圏域住民、民間企業、研究機関、関係団体等、多様な主体との連携のもと、圏域全体で「生物多様性加茂プラン」に基づき、圏域内の生物多様性を保全する活動を行う。

また、活動を通して、地域の魅力の再発見や文化の継承、地域間交流の活性化を図り、圏域の生物多様性の豊かさについて、圏域内外に発信する。圏域河川の水質保全や自然環境の保護活動についても広域的に実施する。

b 甲の役割

(a) 圏域住民や関係機関と連携し、生物多様性を保全する活動を行うとともに、圏内外に情報発信を行う。

(b) 圏域を流れる河川の水質保全対策を行うとともに、自然保護活動を推進する。

(c) 圏域住民や民間企業等が行う環境に関わる活動を支援する。

c 乙の役割

(a) 圏域住民や関係機関と連携し、生物多様性を保全する活動を行うとともに、圏内外に情報発信を行う。

(b) 圏域を流れる河川の水質保全対策を行うとともに、自然保護活動を推進する。

(c) 圏域住民や民間企業等が行う環境に関わる活動を支援する。

【防災】

・圏域防災体制の充実

a 取組の内容

圏域の防災力の向上を図るため、圏域住民の防災意識の向上、災害に対応できる職員の技術向上の体制を整備する。また、災害時に情報を入手する手段の一つとして、地域情報発信媒体であるコミュニティFMを日常的に利用できる環境の整備、自治体の情報番組を企画運営する。

b 甲の役割

(a) 防災体制の充実に向け、中心的な役割を担う。

(b) コミュニティ FM を活用し、災害時は圏域内の被害状況や避難情報等の情報共有を図るとともに、広域連携による行政情報等の情報発信を推進

する。

c 乙の役割

(a) 圏域の防災体制の充実に取り組む。

(b) コミュニティ FM を活用し、災害時は圏域内の被害状況や避難情報等の情報共有を図るとともに、広域連携による行政情報等の情報発信を推進する。

(イ) 結びつきやネットワークの強化

【地域公共交通】

・圏域公共交通の整備

a 取組の内容

圏域内を便利に移動できる公共交通網を整備する。

b 甲の役割

(a) 圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備において、中心的な役割を担う。

c 乙の役割

(a) 圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備に向けた各種事業に取り組む。

【デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備】

・広報連携による情報提供

a 取組の内容

圏域内の情報を共有し、相互に発信するほか、行政区の枠組みを越えた広域連携による情報発信を行う。

b 甲の役割

(a) 中心的な役割を担い、圏域内の情報を共有・発信する。

(b) 制作した映像を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。

c 乙の役割

(a) 圏域内の情報を共有・発信する。

(b) 制作した映像を活用し広域連携によるプロモーション等の情報発信を推進する。

【地域内外の住民との交流・移住促進】

- ・里山人材の育成

- a 取組の内容

- 里山文化の住民理解の促進及び里山地域の関係人口創出を図る。

- b 甲の役割

- (a) 地域の里山資源を生かした人材育成に関する取組を行う。

- c 乙の役割

- (a) 地域の里山資源を生かした人材育成に関する取組を行う。

(ウ) 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

【圏域内市町村職員等の交流】

- ・デジタル環境の整備

- a 取組の内容

- 圏域のデジタルに対する理解及び活用度を底上げする。

- b 甲の役割

- (a) 様々な分野において、デジタルを活用した業務効率化、住民サービスに関する協議を行い、導入を検討する。

- c 乙の役割

- (a) 甲が共有する知識や情報をインプットし、様々な分野において、デジタルを活用した業務効率化、住民サービスに関する協議を行い、導入を検討する。

- ・定住自立圏構想推進に係る会議の設置

- a 取組の内容

- 定住自立圏構想で取り組む事業の進捗状況や今後の展望について研究・検討を行う会議を設置し、事業の積極的な推進を図る。

- b 甲の役割

(a) 事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

c 乙の役割

(a) 事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

(事務執行にあたっての連携、協力及び費用負担)

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。

- 2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに前条に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通知するものとする。

- 2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 美濃加茂市太田町3431番地1

美濃加茂市

美濃加茂市長

乙 加茂郡白川町河岐715

白川町

白川町長

議第98号

美濃加茂市と東白川村の定住自立圏形成協定を変更することについて

美濃加茂市及び東白川村の間における定住自立圏形成協定を別紙のとおり全部を変更するため、美濃加茂市議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年美濃加茂市条例第1号）第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

定住自立圏の形成に関する協定の 全部を変更する協定書

令和 8 年 4 月 1 日

美濃加茂市・東白川村

定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更する協定書

美濃加茂市(以下「甲」という。)と東白川村(以下「乙」という。)は、令和3年4月1日付けで締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおり全部を変更する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)第4の規定によるもの。)を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、必要な都市機能を集約的に整備するとともに、生活機能を確保し、分権型社会にふさわしい、安定した社会空間を創り出すことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に規定する様々な政策分野において、連携し、また相互に役割を分担して、それぞれの地域資源を最大限に活用するとともに、その価値を高めていくこととする。

(連携する具体的な事項及び役割分担)

第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるものとする。また、その取組の内容と当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれaからcまでに規定するものとする。

(ア) 生活機能の強化に係る政策分野

【医療】

・広域救急医療体制の充実

a 取組の内容

圏域における救急医療体制を確保するため、病院と診療所の役割分担と連携及び一次救急と二次・三次救急医療体制の連携等、圏域住民が安心して

医療を受けられる体制の維持に努める。

b 甲の役割

- (a) 地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

- (b) 関係機関と協議をしながら、持続可能な休日診療の体制を構築する。

c 乙の役割

- (a) 地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

・子どもの疾病の早期発見体制の整備

a 取組の内容

疾病の早期発見のため、圏域内の児童生徒が同水準の検査を受診することができる環境を構築する。

b 甲の役割

- (a) 検査機関と契約する。学校検尿を実施し、結果を検査機関に提出する。
- (b) 学校検尿判定委員会を開催し、検査結果に対して医師による受診要否の判定を実施する。

c 乙の役割

- (a) 学校検尿を実施し、結果を検査機関に提出する。

・歯科健診受診率と口腔保健への意識を向上

a 取組の内容

歯と口腔への意識を高め、適切なケア・治療、定期的に歯科健診を受診する人を増やすため、受診勧奨及び啓発活動を行い、歯科健診受診率と口腔保健への意識を向上させる。特に、これまでに歯科健診を受けていない人や不定期受診者の歯科保健への関心を高めて健診につなげられるように努める。また、健診体制を可能な限り圏域で統一し、歯科医療機関の対応負担を減らし、市町村事務の効率化を図る。

b 甲の役割

- (a) 歯科健診を実施する。

- (b) 啓発物(チラシやポスター)の作成と配布、イベントや講演会等での啓発

を行う。

(c) 健診実施方法や医療機関委託関係事務書類を可能な限り統一する。

c 乙の役割

(a) 歯科健診を実施する。

(b) 啓発物(チラシやポスター)の作成と配布、イベントや講演会等での啓発を行う。

(c) 健診実施方法や医療機関委託関係事務書類を可能な限り統一する。

・圏域医療を担う医療従事者の確保

a 取組の内容

圏域内の医療機関への就業を促進することで、医療体制の維持を図る。

b 甲の役割

(a) 学生が適切な時期に情報を受け取れるよう、周知を行う。

(b) 修学資金の貸与、返還の管理を行う。

c 乙の役割

(a) 学生が適切な時期に情報を受け取れるよう、周知を行う。

【福祉】

・幼児療育支援の質の向上

a 取組の内容

多種多様な障がい及び支援を必要とする児の療育ニーズに対応するため、研修会等を実施し、療育者等の質の向上を図る。また、各地域に専門職を派遣することで、地域別の療育ニーズの整備を図る。

b 甲の役割

(a) 療育者等の質の向上を図るための研修を実施する。

(b) 各地域が必要とする専門職の調整・派遣を行う。

c 乙の役割

(a) 療育者等の質の向上を図るための研修を実施する。

・介護保険の要介護認定等に係る審査の充実

a 取組の内容

圏域の医療・保健・福祉の専門家からなる認定審査会を共同で行うことにより、審査判定の公平性・効率性の向上を図る。

b 甲の役割

- (a) 介護認定審査会事務局及び障がい者自立支援認定審査会事務局を設置・運営し、認定審査会資料作成・審査会開催・審査結果の通知等を行う。
- (b) 各保険者の介護保険担当及び認定調査員に対して、研修会の開催や注意事項の周知を行い、認定調査資料の質の向上を図る。

c 乙の役割

- (a) 介護認定審査会及び障がい者自立支援認定審査会の審査件数に応じた費用負担及び、介護認定審査会へ職員派遣を行い、共同で事務を行う。

【教育】

- ・生涯学習機会の充実

a 取組の内容

生涯にわたる学習機会の提供や学習活動の情報提供を通じた地域における学習環境の整備を促進する。

b 甲の役割

- (a) 多くの圏域住民に生涯学習の機会が提供できるよう住民企画講座の開講を計画する。
- (b) 受講者アンケートにより満足度を検証し、圏域住民のニーズや現代の課題にあった講座の開講に取り組む。

c 乙の役割

- (a) 多くの圏域住民に生涯学習の機会が提供できるよう住民企画講座の開講を計画する。
- (b) 受講者アンケートにより満足度を検証し、圏域住民のニーズや現代の課題にあった講座の開講に取り組む。

【環境】

- ・自然環境及び生物多様性保全の推進

a 取組の内容

圏域住民、民間企業、研究機関、関係団体等、多様な主体との連携のもと、圏域全体で「生物多様性加茂プラン」に基づき、圏域内の生物多様性を保全する活動を行う。

また、活動を通して、地域の魅力の再発見や文化の継承、地域間交流の活性化を図り、圏域の生物多様性の豊かさについて、圏域内外に発信する。圏域河川の水質保全や自然環境の保護活動についても広域的に実施する。

b 甲の役割

(a) 圏域住民や関係機関と連携し、生物多様性を保全する活動を行うとともに、圏内外に情報発信を行う。

(b) 圏域を流れる河川の水質保全対策を行うとともに、自然保護活動を推進する。

(c) 圏域住民や民間企業等が行う環境に関わる活動を支援する。

c 乙の役割

(a) 圏域住民や関係機関と連携し、生物多様性を保全する活動を行うとともに、圏内外に情報発信を行う。

(b) 圏域を流れる河川の水質保全対策を行うとともに、自然保護活動を推進する。

(c) 圏域住民や民間企業等が行う環境に関わる活動を支援する。

【防災】

・圏域防災体制の充実

a 取組の内容

圏域の防災力の向上を図るため、圏域住民の防災意識の向上、災害に対応できる職員の技術向上の体制を整備する。また、災害時に情報を入手する手段の一つとして、地域情報発信媒体であるコミュニティFMを日常的に利用できる環境の整備、自治体の情報番組を企画運営する。

b 甲の役割

(a) 防災体制の充実に向け、中心的な役割を担う。

(b) コミュニティ FM を活用し、災害時は圏域内の被害状況や避難情報等の情報共有を図るとともに、広域連携による行政情報等の情報発信を推進

する。

c 乙の役割

(a) 圏域の防災体制の充実に取り組む。

(b) コミュニティ FM を活用し、災害時は圏域内の被害状況や避難情報等の情報共有を図るとともに、広域連携による行政情報等の情報発信を推進する。

(イ) 結びつきやネットワークの強化

【地域公共交通】

・圏域公共交通の整備

a 取組の内容

圏域内を便利に移動できる公共交通網を整備する。

b 甲の役割

(a) 圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備において、中心的な役割を担う。

c 乙の役割

(a) 圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備に向けた各種事業に取り組む。

【地域内外の住民との交流・移住促進】

・里山人材の育成

a 取組の内容

里山文化の住民理解の促進及び里山地域の関係人口創出を図る。

b 甲の役割

(a) 地域の里山資源を生かした人材育成に関する取組を行う。

c 乙の役割

(a) 地域の里山資源を生かした人材育成に関する取組を行う。

(ウ) 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

【圏域内市町村職員等の交流】

・デジタル環境の整備

a 取組の内容

圏域のデジタルに対する理解及び活用度を底上げする。

b 甲の役割

(a) 様々な分野において、デジタルを活用した業務効率化、住民サービスに関する協議を行い、導入を検討する。

c 乙の役割

(a) 甲が共有する知識や情報をインプットし、様々な分野において、デジタルを活用した業務効率化、住民サービスに関する協議を行い、導入を検討する。

・定住自立圏構想推進に係る会議の設置

a 取組の内容

定住自立圏構想で取り組む事業の進捗状況や今後の展望について研究・検討を行う会議を設置し、事業の積極的な推進を図る。

b 甲の役割

(a) 事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

c 乙の役割

(a) 事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

(事務執行にあたっての連携、協力及び費用負担)

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。

2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに前条に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるも

のとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通知するものとする。

- 2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 美濃加茂市太田町3431番地1

美濃加茂市

美濃加茂市長

乙 加茂郡東白川村神土548番地

東白川村

東白川村長



Walkable City
Minakama